

同(井岡大治君紹介)(第五一五五号)

同(木原実君紹介)(第五一五六号)

高齢失業者等就労事業の実施に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第五〇八二号)

同(小林政子君紹介)(第五〇八三号)

同(山原健二郎君紹介)(第五〇八四号)

同(浦井洋君紹介)(第五一三九号)

同(田邊誠君紹介)(第五一四〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第五一四一号)

同(林百郎君紹介)(第五一四二号)

はり、きゅう、マッサージの健康保険取扱手続
き簡素化等に関する請願(古内広雄君紹介)(第
五一五四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
案(内閣提出第二六六号)

労働関係の基本施策に関する件(公共企業体等
及び政府関係特殊法人における春季賃金引上げ
要求に関する問題)

○倉成委員長 これより会議を開きます。
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出があるので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 政府の中高年齢者の雇用促進に
関する特別措置法案の提案理由の説明の中に、二
つの事柄が入つておると思うのです。一つは、中
高年齢者や雇用機会の乏しい地域の失業者に対し
て、年々改善はしてきておるけれども、就職が必
ずしも容易でないから、これに対して対策を講ず
る、これが一つだと思うのです。もう一つは、今
後中高年齢者の雇用促進に重点を置くけれども、
従来のような失業対策事業に依存することのない
ように、その能力を民間雇用において有効に發揮

する。この二つだ、こう思うのです。

こういう二つの事柄が重點とされてこれが出さ

れたと思うのですけれども、一体、言われるよう

に、それでは一般的には労働力が不足だといわれ

ているけれども、実際に労働力が不足を来たして

いるのかどうかというところに問題があるので

ないか。つまり、今まで政府が雇用構造の改善に

ついて何にも手を打つてないじゃないか。むしろ

そのことによつて労働力の不足というものが促進

をされてきたのではないか、こういうふうに思う

わけがあります。たとえば学校の新規卒業者につ

いていうならば進学率が高まるというようなこ

とがあって、新規学卒の労働者に対する企業の求

人の倍率というものは非常に高くなつておる。ある

いは四十五歳を境にして、求人倍率で見ると四十

五歳以下が求人が多い。四十五歳以上は求職のほ

うが多い。特に五十歳をこえた求人に対する求職

倍くらいになつておるのではないか。同時にまた、

事業所の構成比を見ましても、事務系の労働力に

比して技能系の労働力というものがむしろ非常に

不足をしているのではないか。そして一番技能労

働力の不足に悩んでおるというのが、建設業あるいは製

造業あるいはサービス業。そしてその中で百人以

下の事業所というものが一番労働力の不足に悩ん

でおる。そういうふうに見ると、非常に特徴的なこ

とが出ておると思うのです。つまり、概括的な言い

方になりますけれども、年齢的にいえば若い層が

不足をしておる。それから産業的には建設業、製造

業、サービス業というものが不足をしておる。そ

して企業別には中小企業が不足をしておる。した

がって、労働力の需給関係は政府の言うように、

高度経済成長によつて労働力の不足基調になつた

のだという言い方というものは、私は非常に一面

的ではないだろうか、こう思うわけあります。

と申しますのは、昭和四十四年の——これは政

府の統計であります——完全失業者が五十七万か

ら五十八万。日雇い労働者が約二百万。出かせぎ

の農民が百五十万から百六十万。それから臨時工

が約二百万。そして特殊な形態として炭鉱、駐留

軍、パートタイマー、こういうものの総計が五十

万から六十万ある。とすれば、労働力といふのは

一般的にいわれるようになつておらず、つまり、

雇用構造の改善というものを政府が怠つていたが

ゆえにそういうものが出てきているのじゃないだ

ろうか。だからいまの状況からいえば、労働力と

いうのは不足をしているとも言うことができる、

しかし同時に、過剰であるとも言うことができる

と思うのです。あなたの方のいわれるように基調的

に不足というのは、私は誤りだと思うのです。そ

の点についてまず、一体どういうふうにお考えに

なつておるのか、これをお伺いしたいと思いま

す。

○住政府委員 現在における雇用の状況等につき

まして非常に適切な御指摘があつたわけでござい

ますが、ただいま御指摘がございましたよ

うに、私ども量的に全般的に、傾向として現在の雇

用失業情勢を考えてみますと、たとえば労働市

場、それを代表します職業安定所の窓口の状況を

見ますと、求人求職のバランスというものは全体と

して求人超過になつておる。あるいはまた特に技

能労働力等の状況を見ますと、これも労働省で毎

年需給状況調査をやつておりますが、その中で技

能労働力が年々百八十万人に不足が訴えられ

ている。さらにまた、日銀等で行なつております

短期経済予測の調査について見ましても、製造業

の中小企業等におきまして労働力不足を訴え、人

手が足りないということが企業経営の隘路になつ

ておる、こういうふうに訴える企業も半数以上を

占めているというような状況になつておりますけ

れども、たとえば年齢的に見るならば、年齢が高くな

るにつれまして求職が超過しておる。求人が足

りない。あるいは地域別に見ましても、需要地で

あります関東とかあるいは中京、近畿、中国等に

おきましては求人超過でございますが、九州とか

四国等におきましては求職超過、こういうことで

地域的に見ても非常にアンバランスがある。しか

ば、いまここにバーセンティージがあるようにそん

な下がつてない。むしろ四十四年は四十三年に

比べて上がっておるはずです。だから雇用構造改

て需給関係が悪化をしておる、こういう状況であ

ると思うのであります。さらに御指摘のような完

全失業者の数字を見ますと、これは全体としての

生産年齢人口の数があえてまいつておりますの

で、失業率といたしましては大体一・一%ないし

一・二%で推移をしておる。さらに臨時、日雇い

等につきましても、全体の就業人口の中に占める

割合というのが、かつての昭和三十年代とかあ

るいは四十年代の初めに比較いたしますと、逐次

そのウエートを下げてきておるという点が指摘さ

れて、いま申し上げましたような諸点において労

働力需給の不均衡、特に求職超過、こういう意味で

私はも基調として労働力不足であるというように

判断しておりますのでござりますが、その中におきま

して、いま申し上げましたような意味で、労働構

造の改善あるいは低生産性分野の近代化、こうい

ういう対処、改善のしかたをしたのか。同時に私は、雇用構造の改

善がなかつたのじゃないか。高度成長期間を通じ

て労働力が不足と言われながら、それに対してど

れはどの労働力不足というものはなかったのじやないか。だから私は三点をあげたはずであります。特にいま不足が言われているのはその三点についてなんですから、それについて一体どんなことをおやりになつたのか。そういうことに対する対策をとらないでただ不足だ不足だ、こう言われてもしようがないじゃないか。一体どういう対策をおとりになつたかということを聞いているわけあります。もう一度答弁をお願いいたします。

○住政府委員 全般的に雇用構造の改善対策いたしましては、産業政策等との関連を考えながら産業構造の改善あるいはそれに伴う就業構造改善対策、こういうものを政府全体として積極的にとつておるところでございますが、たゞいま御指摘になりましたような、たとえば日雇い労働者の問題あるいは臨時労働者の問題、こういう層に対しましては、できるだけ常用雇用、安定した雇用、こういう観点から事業主に対する指導とか、あるいは安定所の職業紹介にあたりまして各種の援護制度を併用しながら、安定した雇用と申しますが、常用雇用への就職というものを積極的に進めておるわけでございます。さらに石炭とか駐留軍等につきましても、それぞれの法律に基づきまして、離職した方々の他の職場への再就職を積極的に進めてまいりておる、こういうようによつた結果、労働省はもちろんでございますが、政

○山本(政)委員 産業構造改善、就業構造改善あるいは職業紹介を通じての完全就職、そういうようなことをおどりになつておる、こう言われる。それお伺いいたします。四十三年の完全失業者は五十九万、四十四年の完全失業者は五十七万、四十五年の完全失業者は五一・一%、そして四十五年は一・二%、変わつてないじやありませんか。完全失業率からいえれば、五十九万つまり六十分前後、こういうことでここ数年来おりでございますが、失業率ということはアンサーやなります。流出というものをとめる対策をしない方がおつしやつておるけれども、実際にはそういう

○住政府委員 これらの対策をおとりになつておられます。もう一度答弁をお願いいたします。

○住政府委員 人數が五十二万一千三百七十九、新規求職申込件数が、少ないですよ、三十二万四千五百九十二あるけれども、就職件数は十五万八千しかないじやありませんか。半分ですよ。こういう状態がずっと四十二年以降続いているわけです。そうすると職業紹介についてだつて、職安を通してと、こうおっしゃるけれども、なされていないということがここに数字的に出ておるじやありませんか。も

う一つ、「失業保険受給者実人員の推移」これだけは除きます、四十三年が五十二万、四十四年が

五十五万、五十六万以上の失業保険受給者があつて、

その中であなたの方の努力によってなされたという

のが二万前後でありますよ。失業保険の受給状況あるいは完全失業者数の変化のこと、そして

一般職業紹介の例を見ても、ここにはあなたの方が、

つまり今まで労働力不足に対しきんとしたとい

う意味で、たとえばそういう若年労働者の転職希

望等につきましては、一つには職業指導、職業紹

介等によりまして、むだな離職を避けさせる、

こういうような措置を積極的に講じていくとい

う対策をとりになつたという例証はどこにも出

こないですよ。これだけのことをやつたんだから、これだけの数字がちゃんと出てきたというこ

とがいえると思うのですよ、あなた方がほんとうにおとりになつておるんだつたら。そして若年労

働力の不足、中小企業の労働力の不足ということ

は前からいわれていることです。ここ十年くらい

いわれていることでしょう。それに對して数字と

いうものは何も変化をしてないです。どこに雇用構造の改善に対する対策をおどりになつておる

のですか、もう一べん答弁してください。

○住政府委員 いろいろ御指摘ございましたが、

たとえば完全失業者の率につきまして、御指摘の

ようにそろ大きな変化はございませんし、実数に

おいても六十万前後、こういうことでここ数年来

はたとえば十五歳から十九歳までの二%とか、あ

るいは数字としても大きいのは二十歳から二十四

歳の十六万というように、完全失業者の内容も実

はかなり変化してきておる。これはいろいろの原因

があると思うのでございますが、最近の学卒者の離職率等を見てもわかりますように、若年労働者

を中心としました転職希望者等もかなりふえてき

ておる。そういう意味で、私どもこの数字は一つは摩擦的な失業として考えておるわけでございま

して、全体の生産年齢人口に対する、労働力人口に対する失業率といつしましては、わが国の場合は非常に低い。日本の場合においては、過去数年間変化がございませんが、諸外国に比較いたしま

すと非常に低い。ほんとうにこれが失業の状態をあらわすものかどうかという問題点もあるぐらいでございますが、それは別といたしまして、この

数字の中身においてかなりの変化がある。そういう意味で、たとえばそういう若年労働者の転職希

望等につきましては、一つには職業指導、職業紹

介等によりまして、むだな離職を避けさせる、

こういうような措置を積極的に講じていくとい

う対策をとりになつたといふことはございませんが、転職者が

うなつておるかということでござりますけれども、たとえば、これは労働省で雇用動向調査とい

う調査をやつておるのでござりますが、転職者が

二次産業から二次産業に移るというのが、四十三年におきましては約五九%、それが四十四年におきましては五六・七%といふことがござります。

それから三次産業から二次産業にどれだけ移るか

という数字につきましては、四十三年が一二六・五%、四十四年が一六%、三次産業から三次産業

に移るのが、四十三年が六六・五%、四十四年が六八%。二年間の数字でござりますけれども、必

ずしも転職者は二次産業から三次産業へ移るとい

うことではございませんで、大部分の者は二次産

業内あるいは三次産業の内部において職場をかえ

ておる、こういうことが言えると思うのでござい

ます。

いずれにいたしましても、ほんとうに必要とす

るところに労働力が流れているかどうか、これは

非常に重要な問題でございまして、先ほども申し

上げましたように、特に学卒者等に対しまして

は、就職前の職業指導とか、あるいは適性検査に

よる本人の適性の発見によりまして、その能力に適合するような職場へのあっせんにつとめる。と同時に、就職後におきましても、そういう若年労働力の定着を向上させるためのアフターケアを、たとえば年少就職者相談員等を配置いたしまして積極的にやっておるわけでございますが、やはり一つは、最近の非常な労働力不足というものがござつて、もう一つは、最近の非常な労働力不足といふもののがござつて、そういう対策をおこなつておる。従来やつてきておりますが、さらに充実してやつていかなければならぬというふうに考えておるわけでござります。

○山本(政)委員 それはわかりました。そうすると、失業保険受給者の移動があまりないですね。五十分、五十二万、その辺で低迷をしておるのだけれども、これは一体どういうふうになつておるのですか。そして、どういうふうに対策を講じておるのであります。

○住政府委員 失業保険受給者の受給実人員は、御指摘のようにそう数字の変動はございません。特に最近の景気鈍化の影響等も受けまして、ややふえるような傾向も見られるのでござりますが、しかし、全体として受給率といふことで見えますならば、これは被保険者の数が毎年毎年ふえております。受給実人員が同一であれば、受給率といふものが下がってきておる、これは申し上げるまでもないことでござりますが、そういう意味で受給率が下がってきておる。それからさらに、受給月数でございますが、これも逐年低下しております状況でございまして、そういう意味で、実数といたしましてはたいした変化はございませんけれども、受給率とかあるいは受給月数等において見ますならば、改善が進んでおるというふうに考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 人数でいえば減つていなければなりませんが、率が減つておる、こうおっしゃつておるのだけれども、奇妙なことには、一般職業紹介の状況もおそらくそういうふうにお答えになるのじゃないかという気がするわけです。しかし、いずれ

にしても、求職者の数が三十二万、それから失業者が六十万前後、これだけでも有効に活用すれば、かなりなものが出てくると思うのですけれども、ともかく私が申し上げたいのは、労働力の不足を基調に据えて労働力政策を行なうということは、雇用の二重構造というものを切り捨てていくことになります。私は申し上げたいのは、労働力の不足をすれば、幾らたつても労働力政策といふもの、労働力の不足といふものについての抜本的な対策というものはできはしないのじやないか、こういう感じがするのです。それから考えると、この特別措置法というものもあまりかわりばえのしないものになつておるのじやないかという気がするわけです。その辺はどういうふうにお考えになつておりますか。

○住政府委員 今後の情勢を考えてみますと、労働力の供給には、これは制約があると思います。特にその供給の伸び率といふものが過去に比較いたしまして低下を続けるということも、そういう意味で明瞭に指摘できると思うのです。同時に、一方需要のはうは、経済の成長率、これは経済社会発展計画で想定されておりますような一〇・六%というような率であるならば、雇用に対する需要といふものが従来と同様高いものになる。そういうような関係から考えてみると、一般的にはやはり労働力が不足するということが多いと思うのであります。同時に、先ほどもちょっと申し上げましたが、就業者一人当たりの国民総生産をとつてみるとても、必ずしも労働者の能力といふものは完全に燃焼されておるかどうか、こういうことについては非常に疑問があるわけでござります。

そういう意味で、質的にはたして労働力が不足なのかどうか。と申しますのは、そういう労働者の能力が完全に發揮されるような雇用構造になつておるか、あるいは就業構造になつておるか、これが非常に問題であらうかと思うのであります。私ども遺憾ながらその点につきましてなお不十分である、そういう意味で私どもは、なお労

働力が不足ではない、こういう指摘ができると思うでございます。それが規模別にもあるいは産業別にも、あるいは地域別にも出ておる。それで、そういうような点を解消していくために、労働者が全体としてその能力を最もうまく發揮できるような職場で働く、これが一番望ましい状態でありますけれども、日本の場合はかつての労働力過剰時代の影響等もありまして、やはりその労働力の需要というものが若干労働力に片寄る、あるいは技能労働力の養成も十分ないままに、技術革新などと産業構造の高度化に伴う必要な労働力、こういうものが足りなくなつておる。そこで、そういうような面において労働者がほんとうに能力を發揮できるような体制、それに対する対策、こういうことを今後積極的に講じていかなければ、質的な意味での労働力不足問題に対処できない。そういう意味で、私どもは今回の法案におきまして、中高年齢者の労働力というものをどうしたらうまく發揮することができるか、こういう観点から、たとえば中高年齢者に適する職種の開発とか、あるいはそういう職種に対する雇用率の設定とか、あるいは従来の労働力過剰時代の雇用慣行をできるだけ廃止するという意味で、事業主に対する各種の援助措置等をこの法案に盛り込みますとともに、中高年齢失業者に対しては手帳制度をつくり、そしてきめこまかに職業指導、職業紹介を行ないますことによつて、ほんとうに能力が発揮できるような就職を促進していく、こういう考え方にしておるわけでございます。

あなたの方はお考えになつてゐるか。
○住政府委員 この統計の見方でござりますが、御指摘のように、日雇い労働者の数があえてきております。私ども、この調査におきましては、いわゆる臨時なり日雇い、この中には、最近特に増加傾向を示しておりますパートタイマーの労働者が含まれておる、そういう意味でこの数字があえておるのじやないか、こういうように解釈しておられます。そこでパートタイマーについてでござりますが、いろいろこれも調査がございますけれども、家庭責任等の關係から、労働者のほうでもパートタイムという雇用形態を選択する人は事業主のほうでやはり労働力不足に対処するためにそういう労働力を積極的に使っていこう、こういうようなことからパートタイマーがふえておるわけであります。そのパートタイマーがこの数字の中に入つておる、こういうように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 つまり、日雇い臨時労働者といふのは一般的に低賃金だ、それから雇用調節が比較的安易だ、こういうことでそういう利用が進められてきていると思うのですけれども、それじゃ局長にお伺いしますが、パートタイマーで使つておるという産業というのは、この表のどこに当たりますか。

○住政府委員 多いのは製造業あるいは卸小売りそういうたどころかと思います。

○山本(政)委員 製造業、卸小売り業というのがパートタイマーが多いだろうということですが、昭和四十年を一〇〇とした場合の四十四年平均、建設業の一一二といふのは、これはパートタイマーじゃないはずですかね。それから電気・ガス・水道業の一一一といふのもパートタイマーではないはずです。卸小売り業といふのは非常に高いけれども、しかしこれが全部がパートじゃないはずでしょ。その何%かパートであるはずなんですね。全部がそうじやない。とすると、ここにはやはりきわめて大きな、つまり潜在労働力といふ

ものがあるんではないか、こう思うのですが、あなたのおっしゃるようなことでそれは逃げられぬとぼくは思うのです。

○住政府委員 先生御指摘のような要素もあると

思うでございますが、やはり最近パートタイマーの雇用形態の労働者が非常にふえておりますので、そういう意味でのウエートもかなりその中に入つておる。そういう意味で、先生御指摘のような点を否定するものではございませんけれども、パートタイマーのウエートが高まつてきておるということであれば、その関係において、かつていわれておりますような意味での不安定就業

とか不完全就業が直ちに増加した、こういうようなことにはならないというように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 不完全就業があえているとい

ことを私は言いたいんじゃないので、つまりそういう潜在的な労働力についての対策というものが労働力対策として実際に行なわれておるかおらないかということが問題なんだ、こう言つておるわけです。つまりそういう中でやはり依然として、労働力不足だから中高年雇用促進法を提案するのだ、こういうわけですね。ううですね。

それでは一つお伺いします。この前の委員会だつたと思うのですけれども、島本委員から、中高年齢者とは一体何かと言つたとき大臣は、從来は三十五歳だ、しかし今は妥当な線としては四十五歳から六十五歳だ、こうおっしゃった。職安局長はそれを受け、中年とは四十五歳から五十五歳、高年とは五十五歳から六十五歳、こう言われた。ところが職安法四十七条の二の中高年者との雇用率の設定のところですが、それを受けて施行規則の三十二条の二のところで三十五歳どちらかづくすれども、それが何で四十五歳になつたか。つまり、あなた方がこの法案をおつくりになる関係でただ恣意的に三十五歳を四十五歳にしていいものなのかどうか。つまり年齢別の常用労働者の職業紹介状況の推移の中、男は五十一歳から求人よりか求職が多くなる。女性のはうは四

十一歳から求人よりか求職のほうが多くなる。それでそこに線を引いて四十五歳をおつくりになつたのでしょ。そうでしょう。ぼくに言わしめたる、職業紹介状況のいかんによつて、それだけに入つておる。そういう意味で、先生御指摘のよ

うな点を否定するものではございませんけれども、パートタイマーのウエートが高まつてきておるということであれば、その関係において、かつていわれておりますような意味での不安定就業とか不完全就業が直ちに増加した、こういうようなことにはならないというように考えておるわけでございます。

○住政府委員 御指摘のように、現在の中高年失

業者の就職促進の措置におきまして、中高年齢者は三十五歳以上の者である、こういうことにしております。これは昭和三十八年の職業安定法、緊急失業対策法の一部改正の際におきまして、その年齢をどうするかということについていろいろ議論があつたわけございますが、當時中央職業安定審議会等の意見も聞きました上で、大体求人求職のバランスがくずれる年齢を境にしてその措置の対象をきめたらいいだろう、こういうところから、当時において求人求職のバランスを失つたとして、老齢化したこととに線が置かれるという矛盾

が出てくることが一つ。もう一つは、三十八年とおおしやつたけれども、四十一年七月の雇用対策法の成立に伴う職安法の改正法律一三二号によつたとしております。これは昭和三十八年の職業安定法、緊急失業対策法の一部改正の際におきまして、その年齢をどうするかということについていろいろ議論があつたわけございますが、當時中央職業安定審議会等の意見も聞きました上で、大体求人求職のバランスがくずれる年齢を境にしてその措置の対象をきめたらいいだろう、こういうところから、当時において求人求職のバランスを失つたとして、老齢化したこととに線が置かれるという矛盾

が出てくることが一つ。もう一つは、三十八年とおおしやつたけれども、四十一年七月の雇用対策法の成立に伴う職安法の改正法律一三二号によつたとして、老齢化したこととに線が置かれるという矛盾

えれば、そこがまた中高年齢になりますね。そこでまた今度新しく引かなければならなくなりますよ、あなたの方の議論から推していけば。しかもいつあなたの方は中高年の線をそこでお引きになるのか。一般的な常識からはずれて、中高年というのをそういうところでお引きになつておるのかどうか。そのときにまた中高年齢というふうに線をおかといふかという点です。そして、そういう引き方といふものが正しいのかどうか。法案をつくる便宜上中高年といふものをそんなところに線を引いていいのかですか、それを答弁してください。

○住政府委員 御指摘のように、現在の中高年失業者の就職促進の措置におきまして、中高年失業者は三十五歳以上の者である、こういうことにしております。これは昭和三十八年の職業安定法、緊急失業対策法の一部改正の際におきまして、その年齢をどうするかということについていろいろ議論があつたわけございますが、當時中央職業安定審議会等の意見も聞きました上で、大体求人求職のバランスがくずれる年齢を境にしてその措置の対象をきめたらいいだろう、こういうところから、当時において求人求職のバランスを失つたとして、老齢化したこととに線が置かれるという矛盾

が出てくることが一つ。もう一つは、三十八年とおおしやつたけれども、四十一年七月の雇用対策法の成立に伴う職安法の改正法律一三二号によつたとして、老齢化したこととに線が置かれるという矛盾

五

ま問題になつてゐるのですから、そして「当分の間」ということが問題になつてゐるのだから。それに対し職安局長は、特別の援護措置を——法的かどかは別として、特別な援護措置をお考えになつておられるというのだから、それはちゃんとはつきり答弁していただきたいと思うのです。

○野原国務大臣 この中高年齢者の雇用の促進に

関する特別措置というものは、まず手帳制度をもつて手帳を交付いたして、長期にわたってその手帳保有者に対する援護措置を行なうということが一つでございます。これは通常半年ということながらなお、そうした雇用率を設ける、いままでなかつた制度であります、官庁には雇用率がございましたが、これは民間企業等にも雇用率を設定する、そしてできるだけそのほうにやらせる。その際には、中高年齢者を雇用した雇用者に対しまして特別の措置を講ずる。つまりそうした対策を講じていくという点、それらの点を合わせまして、これからできる限りひとつ民間企業へ就労させまして、それらの方々がいままで以上に所得の増大ができる、明るい生活を送ることができることをねらいとしたものであります。失対事業というふうな姿からできるだけ抜け出しつて、一般の企業に御協力いただこうということを考えたわけでございます。

○住政府委員 ちょっと、先ほど私の申し上げましたのは舌足らずの点がございましたので御説明申し上げておきたいと思いますが、要するに、年齢別の需給のアンバランスがある。若年労働力につきましては就職は一般的の対策でやり得るけれども、年齢が高くなるにつれて就職が容易でない、こういう事態に対処いたしまして一般的の求職者は違った特別の対策を講ずる、こういう場合に、それじゃその年齢によってそういう差を設けるわけでございますからその年齢をどうするかということから、たとえば四十五歳以上、こういうこと

がその内容である。そういう特別措置を講ずる年齢というものを四十五歳以上、こういうことにしまつておられます。そこで手帳とのバランシングがくずれるところに置きますといふあなたの方の答弁があつたわけだからそらなると、要するに労働力の年齢というものはだんだん高齢化をする傾向にあるという、これはデータから出でています。

それからなお、そうした雇用率を設ける、いままでなかつた制度であります、官庁には雇用率がございましたが、これは民間企業等にも雇用率を設定する、そしてできるだけそのほうにやらせる。その際には、中高年齢者を雇用した雇用者に対しまして特別の措置を講ずる。つまりそうした対策を講じていくという点を合わせまして、これからできる限りひとつ民間企業へ就労させまして、それらの方々がいままで以上に所得の増大ができる、明るい生活を送ることができることをねらいとしたものであります。失対事業というふうな姿からできるだけ抜け出しつて、一般の企業に御協力いただこうということを考えたわけでございます。

○住政府委員 ちょっと、先ほど私の申し上げましたのは舌足らずの点がございましたので御説明申し上げておきたいと思いますが、要するに、年齢別の需給のアンバランスがある。若年労働力につきましては就職は一般的の対策でやり得るけれども、年齢が高くなるにつれて就職が容易でない、こういう事態に対処いたしまして一般的の求職者は違った特別の対策を講ずる、こういう場合に、それじゃその年齢によってそういう差を設けるわけでございますからその年齢をどうするかということから、たとえば四十五歳以上、こういうこと

答弁といふものは、まさしくそれがこれでござりますということではないはずですよ。話し合いをしてくださいよ、一べん。

○住政府委員 どうも説明不十分であったと思う

んだん年齢階層が上に上がっている場合、その場合でもなおかつ中高年齢層というのかどうなのか、こういうような御趣旨の質問に受け取つたものですから、三十五歳のきまでの経緯、四十五歳のきまでの経緯、今後の雇用失業情勢を考えてみますと、それがさらに上がっていくことも考えらるるわけでございまして、そういう場合、かりに

五十五とかあるいはもつと高い年齢になつた場合には、五十五歳をこえてもつたらそれは社会的、常識的な概念からしてあらためて考え方をしなければならぬし、それをこえる人については特別の援護措置をやるんだ、こういふお話をだつた、特別の援護措置をやるんだ、そ

うでしよう、そういうあなたの答弁であつて、いまの答弁は、要するにそういう場合には年齢によつて差を設ける、こういうおこぼもお使いになつたのですよ。それならば、あなたの答弁だつたのかと、こういう質問をしたはずです。そ

こは問題になると思ひますけれども、私の説明いたしましては、現在のところ四十五歳以上のものを中高年齢者と規定いたしまして、それに対して一般の者と違つた特別の措置を講ずる必要がある、その内容がただいま御審議いただいており

ますこの法案の内容である、こういうように申し上げたのでございまして、非常に説明が足らなかつた点があつたかと思ひますが、趣旨はそういうことでございます。

○山本(政)委員 それでは確かめますよ。中高年齢の失業者とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。こういうふうになつてしまつて、第二条の定義のところに書いてございまして、「この法律において中高年齢者とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。」こういうふうになつております。それと第二項におきましては、「この法律において中高年齢失業者等とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める年齢以上の者をいう。」こういうふうになつております。

○山本(政)委員 そのお考えがあるだらうと思うから、大臣にた

年齢失業者とという場合には、範囲での層をきめることにいたしております。いずれにいたしましても、一般的に雇用失業情勢その他の条件等をも考慮してその下限なりあるいは範囲を定める必要がある、こういう観点から労働省令で定めることとし、その労働省令で定める場合には中央職業安定審議会の意見を聞いた上でそれをきめていきました。

○山本(政)委員 そうするといまの一(二)条の二項で

すか、「中高年齢失業者等とは、労働省令で定めた範囲の年齢の失業者その他の就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。」というのがあります。

○山本(政)委員 そうするといまの一(二)条の二項で

すか、「中高年齢失業者等とは、労働省令で定めた範囲の年齢の失業者その他の就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。」といふのがあります。

○山本(政)委員 その問題がまさにいま問題になつて、そしていまの失対事業については当分の間と言つておつしやればいいんだけれども、年齢によつて特別の援護措置を設けると言うから、それならいま

失対といふものが問題になつてますよ、高齢者のはあなたの方は特別の措置といふものをおつくります。それではあなた方は特別の措置といふものをおつくります。それではあなたの方は特別の措置といふものをおつくります。

長の答弁では四十五歳から六十五歳まで、そして二条の一項、二項の解釈がありましたけれども、その措置がこの法案ですね。——そうしますと、いま労働の需給がゆるんできているということがいわれますね。新規採用の中止や縮小があえてきておる。私の資料でもそういうものが出ておる。これも労働省からいただいた資料ですけれども、「大口求人取消状況」というのがある。中学生卒業生について八一・八%取り消し、高校卒業生については六八・九%の取り消しがある。これは取り消しの事例で、ちゃんとあなたのはうからいただいた資料です。読みましょうか。昭和四十六年三月新規中卒、高卒者に対する大口求人取消状況報告であります。「報告の概要」この報告は、職業安定機関に申込まれた大口求人のうち、その一部又は全部について取消しのあつたものを、昭和四十五年十二月十五日現在で取りまとめたものである。なお、大口求人とは中卒又は高卒について一事業所で五十人以上申込んだ求人をいう。こういっております。そして「大口求人取消状況」は中卒が八一・八%、高卒が六八・九%。これが違うのだったら、何で違うかということを説明してください。これだけの求人取り消しがあるというのだったら、つまり私が申し上げたいことは、景気動向に左右されることが非常に大きいのじゃないか。そういう見通しといふものを労働省がお持ちにならないで、そしてそれをやつたらほんとうの労働力政策にならぬじゃないかということを申し上げたいから言つておるのでよ。

よ。しかし全部が全部そういうことが代替ができるかといつたら、代替是不可能な部分があるはずなんです。そういうことに対する考え方というものが欠けておるということが一つ。それから失業状態の予測を立ててそして雇用計画を立てるのがほんとうだと思うのだけれども、そういうことからいえば、いまやるんできた労働需給というものを見てみても、どうもそういうことがなされておらぬのじやないだらうか、こういう気がするわけであります。そういう面が一つ。

それと、景気動向に対する労働力対策と政策といいますか、そういうものがない反面に、先ほど局長が言ったけれども、たとえば新日鉄の八幡では二万三千人の労働者が八百万トンの生産をしているわけでしよう。ところが、君津では三千人の人が五百万吨の鉄を生産しておる。そういうような省力化がやはり進んできているわけですよ。一つは、そういう例を見てみても、同じようないまが景気の屈折点だといわれている反面に、技術革新とかなんとかいうものがある。そういう配慮というものがいまの労働力政策の中には全然とられておらぬのじやないか。これは四十年の不況のときにもとられてなかつたと思うのです。炭鉱離職者のときにも、これはあわてて緊急の措置をやつたのだろうと思うし、それから駐留軍の場合だって私はそうだと思います。その証拠にずっと毎年毎年法案改正、法案改正といふうになつてきておるわけですよ。要するに長期の見通しを立てた対策というものは何らなされていないということになれば、この特別措置法も目先の労働力の需給ということのみに目を向けたものじやないだらうかというような気がしてならない。そういう点に対して一体どういうふうにお考えになつておられるのだろうか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

わが国の経済の発展を考えていく場合に、雇用に対する需要水準というものが非常に高い。こうしたことから、現在ある労働力というものを労働者がその能力を十分發揮できるような体制をつくる、これが望ましい姿であると思うのでございますが、その場合にやはり中高年齢者についても、特に現在の需給バランスの状況からいって、そこに援護措置を講じながららその能力と経験を生かして働いていただき、こういう対策が必要であるといふように考えまして、今回御審議いただけておられますような特別措置法案を提案いたしておるわけですがございまして、必ずしも先生のおっしゃるところと矛盾しているものではないと考えております。

○山本(政)委員 私はこう思うのです。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

つまり中高年齢の失業者の雇用促進というものについて考えられるものは、三つあると思うのです。

一つは、あなた方がおっしゃっているように、技能訓練をやること、第二は雇用促進の措置を行なう、第三は社会保障的な措置を行なうというのだけれども、一番目の技能訓練というものは、要するに年齢が高くてそういうことが一體可能なのかどうなのか、かりに可能としても、そういうことはあるかどうかよく知りませんが、いわゆる単能的な訓練しかやり得ないのではないかという感じがするわけです。そして同時に、かりにそれをやったとしても、労働条件というものがずっと低下をしていることも事実だらうし、そういうことに対する措置というものが考えられておるのかどうか、そういうものが非常に不十分じゃないか、こう思うわけです。同時に、そういうことを含めて現実の労働力政策としてとられておったものが、あなた方はどういうふうにお考えになるかしらないけれども、繰り返して申し上げるようだけれども、現実には適切な対策がとられておらぬ。たとえば中高年齢者の新規求職申し込み件数というものは百三十一万一千七百七十で

万二千九百八十七ですよ。働きたいということでお申し込んだけれども、要するにその約百分の一しか申し込みは受け付けられなかつた。そして申し込みを受け付けた人の中で、今度は就職をした人というのは、一万二千九百八十七が申請書の件数ですが、一万六百十三人しかおらぬ。こうなつてみると、たいへん失礼な申し上げようだけれども、応じられておらぬ。つまり残りの九割何ぼといふ人は落ちこぼれているわけでしよう。そうすると、たいへん失礼な申し上げようだけれども、行政能力の限界というものがこの辺ぢやないか。とするべく、たとえこういうものをおつくりになつたとしても、たいへん失礼な申し上げようだけれども、いまの労働省の行政能力からすれば五十歩百歩ぢやないかという感じがするわけですよ。つまり中高年齢者の失業者に対する解決というものはならぬのぢやないかという感じがするわけです。その点は一体どうなんでしょうか。

じて、きめこまかなか職業紹介、職業指導をやつて、いくなれば実績があるのではないだろうか。それからもう一つ需要の点について申し上げますと、今後の雇用需要、たとえば四十三年から五十年の七年間の就業者の純増分あるいはその七年間の死亡離職を加えた需要というものが八百八十八万人というように推定されるのでありますが、これに対する新規労働力学卒供給の数は四百万人、充足割合は四五%程度、こういうようになります。この四五%という数字を見ますと、これは三十五年から四十年では六一%、四十年から四十三年におきましては五一%、こういうようにだんだん新規学卒からの需要を埋める、こういうものが減つてまいります。したがいまして、今後労働力として期待できますのはたとえば中高年齢者の方々でございまして、私どもそういう意味で、努力をすれば中高年齢者の再就職というものが大いに効果がある、こういうように確信をいたしております。

あなた方は考えておられると思うのです。ただ問題は、それが戦後につくられた社会保障的なものであるとはいうものの、今までの経過の中でも、たくさんのがそういう失対法に付着をしてきたと思うのです。そういうことを改善しようといふ気持ちがなくて、それを切り捨ていこうといふ、むしろそういう気持ちがあるのではないかというか。失対制度といふものは失業保険制度の一つであるという原則は原則としていいけれども、制度の不備を改善すべき点もあるのではないかといふ気がするのだが、そういうものについては関心がない、そういうところに実は問題があるのでないだらうか。それをやはり考えていつてもらいたいと思うのです。

最後の質問でござりますけれども、いま申し上げたような事柄からいって、申し込みはあるけれども約一割しか申し込みを受け付けていないといふような事柄、つまり行政能力がないというか、あるいは行政が非常に不親切であるという例がここにあるわけですよ。

今井セツという人、六十歳。これは飯田橋職業安定所の問題であります。昭和四十四年九月四日に職安に出席して、常用求職の申し込みをしたけれども、紹介がなかつた。そしてこの人は四十四年の九月から十月ずっと仕事がなくて、たまたまあつたにしても労働条件が折り合わないとあるのは違つているといふようなことで、仕事につけなかつたわけです。ところが四十五年の二月十二日にこうなことがあります。ある折り箱の製造会社に組み立て工として、これは職安が紹介したわけです。紹介条件は、月収二万六千円、社会保険がある、勤務時間が朝の八時から夕方の五時まで、こういう条件で事業所に行って面接したら、四十七、八歳の人なら二万六千円出してもよいけれども、あなたは年とっているから二万三千円にいたしますすということと、これは条件が違うということです。帰ってきたわけです。職安は実はそういう紹介のしかたをしているわけですよ。先ほどからたびたび行政能力云々、親切でないと言うのだから

けれども、こういう例が出てきている。小池昇という人、この人も常用求職の申し込みを四十五年の二月二十五日にしたのです。そして何回か職安のほうから紹介があった。紹介があつたけれども、条件が折り合わないで帰ってきていた。そのあぐくに、申請書を出したけれども職安のほうではこれを受け付けてくれない。これも飯田橋の職安です。この人の年は六十二歳。これは申請書を何回も出しています。そして昭和四十五年の八月には、条件が違うので、基準監督署では、訴えて事実を申告したところが、監督署では、事業所の責任によるものであるから解雇が休務か至急明確にしなさいという指示をした。その結果解雇になつておる。要するに条件が違うところへあなた方が紹介をしているわけですよ。だから私が、行政能力に限界があるのじゃないかというのは、そういうことを申し上げているわけです。

ここにもう一つ、水村四郎さん、五十八歳、これは渋谷の職安であります。職安のほうで言つた条件と現場に行つた条件とが違う。違うわけがないはずだけれども、違つてくる。それは、仲に入つて職業紹介をする安定所の人々の中に、いわば不親切であるというか誠実を欠いている面があるからこういうことになつていると私は思う。そして措置をしてもらいたいと言えば、措置については拒否をする。こういう問題が幾らも出てきているわけですよ。何でそういう中であなた方は、こういうものができればそういう人たちがちゃんと救済できると言えるのだろうか。たとえこういうものができたって、そういうことについて欠くるところがあるならば、十分な対策とは言ひがたいだろうし、将来といえどもそういう人たちは失業、要するに職のないという心配に悩まされなければならないだろう。かたがたの労働力といふものは不足になつてくる。私がいまあげたのは全部あなた方がおつしゃつた中高年の人たちなんです。まさにここで適用しようとしている人たちでしょう。それですかれこれだけたくさんある問題があるわけです。これは一々、あえて申し上げますけれども、何年か前

に闘争したときの問題じやありませんよ。最近で起きた事柄ばかり。全部この人たちに合つて私が聞いた話です。そういうものがある中でこれをつくる。しかも失対のことについてとやこう疑惑を抱かせるようなことがあるということになれば、私どもは、せつからあなた方がこれがいいんだとおっしゃつても、なかなか信用できないといふことになつてくる。いま申し上げた事柄についてはぜひ調べて、そこに資料があるなら話をしてもうまいし、あとで調べた上での報告も聞かしてもらいたいと思う。

最後に、能力再開発訓練というのがあるけれども、実際にこれは全部適用してやつておられるかどうか。つまり訓練科目が全部行なわれていますか。

○渡邊(健)政府委員 中高年の就職促進措置の認定を受けた人のうち訓練を行なつておりますのは、年によって若干の違いはございますが、大体五四、五名でございまして、それらの人々につきましては、いま御指摘のように能力の再開発訓練を行なつておられるわけでございますが、それらにつきましては、その訓練を受ける人の希望によりまして、当該地域にございます訓練校のそれぞれの希望に応じた訓練科に入れているわけでござります。

○山本(政)委員 お伺いしたいのは、電気機器科とか電子機器科とか、私が意識で考えれば技術的に非常に高度なものがある。それから機械製図科とか構造物製図科とかいうものがあるけれども、これはあなたの方のおっしゃるよう、実際には受けないで、科目も整備しないで、やりますと言つたってだれもこれは信用できないと言うのです。安心案だけではなくて、受け入れ体制というものをきちんとしないで、そういうものを整備をしないで、科目も整備しないで、やりますと言つたってだれもこれは信用できないということなんです。法案だけでもこれは信頼されないといふことは意識的に決議したということよりも、政府のいまだに動かが、だんだん失対といふものを廃案の方に向かうといふ決議をした。これは別に、特に秋田県などといふところである、そういうところがこういう失対事業を廃止しないではないといふ決議をしておるだけに、大臣はこれをどのように考へておるのか。

ばれる存在になつておるわけでございます。勤務時間などもわりあい長くやつておるし、失対といえば半分は遊びながらやつておるようなところもあるようですがれども、東北なんかではその点は非常にまじめにやつておるといふ点で、地方自治体などでは非常に喜ばれておるといふうに見ております。しかし、金体としては、非常に老齢化し、固定化されてきておるといふ点で、初期の効果はだんだんと薄らいできておることも事実であります。失対に入ったが最後、もう一生そこにあるんだ、ほかに行つて働くても、相当の働くところがあるにもかかわらず、失対のほうが楽だといふのも、安易に失対の空気になれちやつて、一向にみずから新しい産業社会の大きな発展に進んで協力をしておらないという、そういう意欲的な方が少ないのでないか。この点はどうも少し遺憾でございます。

や老人対策などが十分に講ぜられて、あるいはまだ現在の失対の方々の生活の状態というものが何らかの形で考えられる段階までは、そう急にこれを行なうことはできないという点で、これは当分、相当の長期にわたってやはり継続されていくのではないか。よく失対を廃止するんだというようなことを盛んに新聞や雑誌なんかで書いておりますが、実はそれはとんでもない話であります、私どもは全然考えていない。それは五年くらいどうかという——野党の方は何かいうと、これはどうもおかしいと言う。しかし、そういうことは考えていないのですから、そういう政策はあくまでも——当分の間ということは、そういった政策が用意されて、ちゃんと不安のない状態ができるまでは、あくまでもこれは継続していく、ただその人数はだんだん減っていくでしょう、当然一般の労働者として失対から抜け出す人がかなりあると思います。あるいは自営業者としてやっていく人もいるから、数は減りましようけれども、これはやはり相当長い間継続されるべきものである。しかもその方々は、現在平均年齢もかなり高いわけですから、そういうところから見まして、そう何十年もこれが続くということを考えられません。したがって、今まで失対事業に従事をされた方々は、老後何らかの保障が与えられるまではまず安心して、いまのお仕事にも御不満だらうけれども、やつていただく以外にない。その際でも、その方々はやはり何か希望を持つて、誇りを持つていいけるようなふうにしてあげたいのだ。これは、やはり公害問題などが非常にやかましくなつてまつておりますが、この社会は現在の失対の方々が果たすべき使命と役割りというものがあると思うのです。たとえば都市においては、まず道路の問題、道路の清掃だとか、あるいは遊園地だとか、あるいは一々請負にしたり特定の工事にかけてやるなど道路の問題、道路の清掃だとか、あるいは遊園地だとか、機動力を持たせるとかあるいは仕事を計画的に行なうならば、少なくもそういう面では現在の失

対の方々のお力をかりまして、もつと明るい豊かな町をつくる、新しい町づくりのためにも御協力いただけるのではないか。そういった面は、まさに失対の方々がおることが地域の住民のしあわせにつながるわけですから、そういう面でやつていただこうというふうに考えまして、これは多数の市民の方々のためにほんとうに感謝される、役立つような存在に何とかならぬものだろうか。せきにつながるわけですから、そういう面でやつていただこうというふうに考えまして、これは多数の市民の方々のためにはんとうに感謝される、役立つような存在に何とかならぬものだろうか。それにも、そういう新たな分野において大いにやつてみようという意欲があつて、健康にも恵まれなくなるための法案ではなくて、一般的には中高齢者の就職促進の対策、現在の失対の方々の中にも、そういう新たな分野において大いにやつてみようという意欲があつて、健康にも恵まれなくなるための法案ではなくて、一般的には中高齢者の就職促進の対策、現在の失対の方々の方々はそのほうに御参加を願うというようなことで、大きく言うならば、これからの中高齢者の対策になるのではないか。その点を、やはり從来からあつた失対事業というものとこれとの関係を、一方をやめて、一方をやつしていくのだということを、あらゆる理解のしかたというものは、これは非常に困るわけであります。その点はむしろ私どもでもできるだけあたたかい気持ちで、理解のある態度でこれから考えていくういうわけで考えております。

分していいのです。ところが等分しておるというのはあまりない。民法をたてにして兄貴と弟が争うというものはない。ほんと判にを押している。ところが、土地がないのだから、満州から引き揚げてきて失対に入つておる。それから、例の炭鉱がつぶれてその周辺の失対、それからレッドページというものもこの失対事業に入つておる。ただ私は、やはり大臣、この法案にとらわれないで考えなければならぬのは、過去には非常に役に立つたが、いつまでも安易な気持ちでするするべつたりでこういうことを、やはり年になってしまったと思うのです。二十五年でしちゃう。やはり人間なんというのはあぶらが乗り切つたということがあるわけだ。こう言つちや悪いけれども、大臣だつて能力があるし、きわめて識見もあるのだが、やはりタイミングがあつて労働大臣におなりになつたと思いますよ。総理大臣だつてそりなんだ。だから、いま君たちは、ぬるま湯から上がり、おれが上げてやるから、そうしてこういふ訓練をしてこういふ指導をしてやるからこういふ仕事につきなさいよといふ気持ちはわかるにしても、いまもう五十五から六十五になつてしまつた者に、やめたところではかの会社と違つて退職金があるわけじやないし、年金があるわけじやない。賃金を見ても、総評拿下で平均が五万円以上、全日自労が二万五千円だ、半分なんです。そういう人たちが、そういう大方ですらといつちや悪いのだが、自治体のほうから見ると、そういう人が非常に重宝だというか、これから失対を廃止しないでほしいという声は、これは何らかの意識方が非常に重宝だというか、これから失対を廃止しないでほしいという声は、これは何らかの意識にとらわれないでもう一べん考えてみる必要があるのではないかと思います。

そこで、大臣にもう一つだけ伺いますけれども、昨年の十二月十四日に、大臣に対する個人的ないわゆる研究会の中間報告があつた。それから大臣のほうから基本構想を出した。そして審議会に正式にかけた。そして審議会から答申になつた。その答申になつたものと労働省の基本構想とはかなり違う。いまこの法案というものは基本構想を

そのまま走っているわけですよ。審議会の答申というのはどこへいったかということになる。そこでは私は、審議会がいい、基本構想がだめだということではなくて、何のために審議会にかけたのであるかと言いたい。政治家の一人として、国會議員の一人として、何のために時間とお金をかけて審議会に答申させたか。その場合に、大臣、伺いますが、審議会にかける場合だつて、ぶわっとかけるわけじゃないだろう。これこれこういう考え方だから皆さんひとつ頼みます、審議してほしいというときに、基本構想というのは立てた、そのときに、労働者の考え方方が審議会にあまり理解されなかつたからああいう答申ができたのか。それとも、あまりにも話にならない答申が出たから、初め考えた基本構想どおりにいって審議会の答申というものを無視してかからうとしたのか。その辺の真意が私らにはわからぬのですわ。これは大臣でも局長でもけつこうですから……。

さるというか、考え方是非常にりっぱだと思いま
す。ぬるま湯につまでも入つてゐるな、いい仕事
につかせるからという考え方はわかるとしても、
ただ年になつてしまつたということ、それからさ
らに今度は一時金、ボーナスを取り上げるといふ
考え方を見てみなさいよ。益暮れというような世
の中全部ボーナスをもらう時期に、彼らだけがも
らえないといふよな、なぜそういうことをする
かということだ、私から見れば。でもそのディ
スカッショソをするとまた時間があれだから、そ
こで局長、伺いますと、この法案のタイトルとい
うか、テーマなんですが、いろいろ考え方られたこ
とじやないかと思います。「中高年齢者等」という
「等」がついておる問題を、さつきの山本委員の質
問で二条を取り上げてきましたが、もう一ぺん言
いますよ。中高年者というのは具体的に言うところ
の場合四十五から六十五だ。これはわかりやす
い。ところが、「等」とつけたのは、その年になら
ない者までも一部入つておるかもしらぬから、そ
ういう者もこれの対象に入れるということだと思います。
なぜそこまで考えたのか。そういうものも
も考えなければならぬのか。いわゆる四十五に至
る前までの者も、やる気がない者というか、あるい
は労働省から見ると非常に不都合な年齢層があ
るのかどうか、そういったところをちょっと意図
をお知らせください。

考え方をとつておりますが、そういうふうな方々を就職が特に困難な失業者として労働省令で定めたいと思います。

それで、先ほども申し上げましたように、そういう定めをする場合におきましては、当然中央職業安定審議会の御意見を伺った上で省令をきめていく、こういうことにいたしたいと考えております。

○川俣委員 よくわからました。

そこで、この法案の概略を、アウトラインだけを、時間がないから、もう一べん私はこのように受けとめていますから、逆に私の受けとめ方が正しいかどうか。この法案というのは、いまの失対事業に働く者の中高年齢者というものを対象にしているのが目的ではなくて、新しく入ってくるであろう中高年者を第一義的に対象にしております、こういうふうに解していいのかどうか。

○住政府委員 そのとおりでございます。

○川俣委員 その場合に、いまの中高年者がぬるま湯から、手を差し伸べて、そういう新しい訓練指導をやって、例の支度金まで差し上げて、そして正常な就業をさせるということがあわせて行なうのかどうか。

○住政府委員 現在の失対事業の就労者の問題でござりますが、これは先ほども御指摘ございましたように、平均年齢が非常に高くなっていますけれども、なお民間あるいは公共事業等に就労し得る体力、能力を持つておられる方も相当多数おられます。そこで、先ほど大臣から申し上げましたように、やはり失対事業本来の趣旨は、民間の雇用につくまでの間暫定的に就労させる制度であります。これが失対事業の趣旨でございますから、私ども從来もそういう努力をしてきていたのですが、今後とも現在の失対事業就労者の中でそういう方々に対しましては、積極的にその自立なりあるいは再就職の促進に対する援助を講じていこう、これは從来もやつておりましたことでございますし、失対事業の運営という中で今後

○川俣委員 その場合に、局長から見て、現在の失対事業に働く中高年者のうち、この法案の対象になつて働きにくるであろうというのが何割ぐらいい占めると思いますか。

○住政府委員 私ども、現在の失対事業の就労者につきましては、この法案の対象ではない、ただ現在の失対事業の就労者の年齢構成等から考えてみますと、たとえば五十歳未満の方々が二割程度おられる。年齢、体力等から見て、その中で相当の方々が民間就職を御希望されるならばそういうチャンスもあるのではないだろうか。あるいは五十歳以上の方々でも、この際自営業等を開業したい、こういうような方々もおられるのではないかどうか、そういう方々に対しましては別途の行政措置といたしまして、たとえば雇用奨励制度を活用し、就職支度金等の貸し付け額の増額等をはかりながらそういう方々の援助をいたしてまいりました。それはこの法案に盛られております措置とは別個の措置でございますが、そういう措置でやつていただきたいというよう考へております。

○川俣委員 そういう行政措置でやる場合、現在失対事業に働く人方が、極端にいうとどんどんそちらのほうの行政指導の恩恵を受けるべく行くとします。そうしますと、失対事業に働く中高年層が極端にいうとだんだん減つてきます。そうしますと、失対事業は廃止の方向と解釈せざるを得ないんじゃないですか、どうでしょうか。

○住政府委員 現在の緊急失業対策法におきましに、現在の就労者の中でも、自立を希望する、あるいは民間雇用を希望する、こういう方々に援助をするのは、やはり緊急失業対策法のたてまえからいっても当然かと思います。そういうような努力的に書いてござります。

そこで、先ほど大臣から申し上げましたように、現在の就労者の中でも、自立を希望する、あ

力も続けるつもりでございますが、その結果、ある事業主体において就労者の数が非常に小人数になる。

その場合に、その事業主体として願つておる事業のやり方あるいは効果等を考え、失業者が少數になった場合どうなるか、こういうようなことだと思いますのでございますが、私どもはそういう場合もなおかつ就労の方々が残つておられるならば、その方々の実情に即した事業というものをつくつて吸収をはかつていくべきであると思ひますし、さらに、そういうようなことが不可能な場合には、そういう就労者に対して適当なと申しますが、この雇用審議会の答申にございますように、現在まで維持されきました生活程度と同様な程度の生活ができるような措置等をも講じて対策を講じていくべきものと考えております。

○川俣委員 そういうふうにとんとん拍子にいけばいいと思うんですがね。それでは、いまやっている町の失対事業に働きたいという新しい中高年者が来た場合は、失対事業につかせるのかどうか。

○住政府委員 新しい中高年失業者につきましては、この法案の特別措置によりまして民間の再就職を促進していく、そのための措置をこの法案に規定しております。それによつて対処をする。したがつて失対事業への就労は考えておらない、こういうことにいたしております。

【増岡委員長代理退席 委員長着席】

○川俣委員 そうなんだよね。失対事業に働きたいといふ人がいるでしょう。仮定でもいいのですから、いる場合に、どうしてもその仕事にはつかせないという意味はどういう意味だといふんですよ。労働の自由、労働権から見たってそうでしょ。それは労働省の指導でずっと訓練を受けてそして正式な仕事につければいいんだけれども、失対事業に働くというのは、働きかる自治体のほうからも、非常に重宝というかよろしいという面もあるし、それから働くほうも、時間的な制約とか労働の意欲だけではなくて、何かの関係でパートタイムとかそういったようなことから失対事業で働く

きたいという労働者が中高年者で出てくると思うんだ、これから新しいのが、労働省としてそれをし聞かしてほしい。

○住政府委員 やはり現在、その労働力の状況がなぜ阻止しなければならないのか、そこをもう少し考えてみまして、私どもまず第一に失対事業に働きたいということ自体がこれはおかしいのでございまして、私どもは、まず第一に正常の雇用についていただく、失対事業というのではなくて民間の正常雇用に働きいていただく、これを第一に

申しまして、私は第一に正常の雇用について打ち合わせました結果、これを了承したという形でございます。回答につきましては、各当局はそれぞれできるだけ早く回答を行なうということと、額につきましては各企業体によってそれぞれ

みな違つておりますので一律ではないということと、各公共企業体の経理の実情等を勘案しまして、できるだけ誠意を尽くして自主的に回答を行なつておりますように、年齢が高くなるにつれて就職が困難だ、あるいは失業者が多数いるというようなところがございます。そういうところにおきましては、手帳の有効期間等の延長措置を講じていろいろ就職促進の措置をやつしていくわけでございますが、なおその手帳の有効期間を過ぎても就労事業、こういう制度も用意してございますので、そういう制度によって雇用の機会をつくり出しましたのでこれで終わります。

○川俣委員 非常に残念ですが、一応時間が参りましたのでこれで終わります。

○倉成委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○後藤委員 質疑の申し出がありますので、これを許します。後藤俊男君。

○後藤委員 第一番に大臣にお尋ねします。

○石黒政府委員 各企業体から有額回答いたしましたといふ申し出があつて、それを本日閣僚協議会で了承されたということでございます。ただ国鉄につきましては、今年も有額回答はいたしかねるといふことで、有額回答いたしたいという申し出がございませんでしたので、本日の関係閣僚協議会の了承からははずれております。

○後藤委員 そうしますと、いまのお話ですと、國鉄だけは有額回答をさしてもらいたい、承認をしてもらいたい、こういふ申し出がない。ほかの公労協関係は全部申し出があつて、きょうあすに有額回答をする、こういふうに解釈していいわけ

この点につきましてお答えいただきたいと思いま

す。

○野原国務大臣 敵格に言いますと、閣議ではございませんで、閣議のあとの閣僚協議会でござります。これは国鉄を除く各公共企業体の当局から申し出がありました賃金要求に対する回答につきましては、各企業体によってそれぞれ

申しまして、それが国鉄を除く各公共企業体の当局から申し出がありました賃金要求に対する回答につきましては、各企業体によってそれぞれ

仰せのとおりでございます。

○石黒政府委員 仰せのとおりでございます。

○後藤委員 そこで、さらに大臣にお尋ねするわ

けですが、四月の二十三日でござりますが、朝日新聞の記事を私読んだわけです。現在、大蔵省と

して、国鉄なりさらには郵政、それから林野につきましては、来年度の財政状態をらみ合わせと

いたでござります。実施期間の格差なのか、私にはわかりませんが、実施期間の格差なのですけれども、財政的に赤字であります。

それでも、そういうところにつきましては、ある程度格差を考慮する。その格差というのは金額的な格差なの

か、実施期間の格差なのか、私にはわかりませんけれども、そういうふうな考え方方が大蔵省あたり

あります。ところが、労働関係を預かる労働大臣などということになりますので「一律ではない」ということと、各公共企業体の経理の実情等を勘案しまして、できるだけ誠意を尽くして自主的に回答を行なつていますが、なほどの手帳の有効期間を過ぎても

あります。なほどの手帳の有効期間を過ぎても就職できないという場合には、特別に地域の開発

で、そういう制度によって雇用の機会をつくり出され公共企業体の当局が自分たちの自主回答とい

う形で回答するようになります。回答の額につきましては、各企業体の当局が言われば、大体昨年度の回答額あるいはそれにきわめて近い回答といふことに考えておるわけあります。

○後藤委員 そうしますと、いま大臣が言われば、大体回

答額については、去年の金額にはほぼ近い金額、しかもも有額回答については、公共企業体関

係全部一律ではない、各企業体の情勢もあるのだ

から、こういふ説明をされたわけですが、それで

は公共企業体関係の各組合には一律に有額回答をされない、有額回答するかせぬかはその企業体にまかず、こういふうに解釈していいわけですか。

○石黒政府委員 各企業体から有額回答いたしましたといふ申し出があつて、それを本日閣僚協議会で了承されたということでございます。ただ国鉄につきましては、今年も有額回答はいたしかねるといふことで、有額回答いたしたいといふ申し出がございませんでしたので、本日の関係閣僚協議会の了承からははずれております。

○後藤委員 そうしますと、いまのお話ですと、國鉄だけは有額回答をさしてもらいたい、承認をしてもらいたい、こういふ申し出がない。ほかの公労協関係は全部申し出があつて、きょうあすに有額回答をする、こういふうに解釈していいわけ

申しまして、それが国鉄だけではなくして、郵政などと、格差の問題がやはり問題になつてくるとあります。現在の話でありますと、国鉄だけは有額回答の申し出がないのですから、国鉄だけは有額回答はありませんけれども、ほかのところは全部きょうあすにわたつて有額回答をする。たゞ十三日だったと思ひますけれども、私読んだわけではあります。現

に、これが順次進んでいきますが、こういふような新聞記事をたしか四月二十二日だつたと思ひますけれども、私読んだわけではあります。現

に、これが順次進んでいきますが、こういふような新聞記事をたしか四月二十二日だつたと思ひますけれども、私読んだわけではあります。現

するようなことは好ましくないのではないだろうかということを現在考へております。そういった線で今度の公企体の賃金につきましても得る限りそした格差は好ましくないという点で格差はつけない、つけたくないということを主張し、

そういう線でまとめてあります。

○後藤委員 いま大臣が言わされました格差というのは、各企業ごとに平均年齢も違うでしょうし、さらに家族構成も違うでしょう。だから、賃金の高い安いは違うと思うのです。ところが、いま私が聞かんといたしておりますのは、その企業体が非常に赤字である、こういうゆえんをもつていわゆる格差をつける、そういうことに対しても大臣の見解としてどうだ、こういうことを私はお尋ねしております。

家族構成あるいは平均年齢とかいろいろ考えていきますと、それは二十何歳の平均のところもあれば四十何歳の平均のところもあります。勤続年数から考へまして金額の比較をするとそれが変わることはあると思うのです。それも格差といえれば格差といえぬこともあります。あくまでもそういう企業の赤字というものは労働者の責任では、そういうことではなくして、赤字とかどうこうといふことを考へての格差ということは、労働大臣として考へておられないかどうか。あくまでもそういう企業の赤字というの御質問では、そういう立場に立つて賃金というものはきめるべきである、こういうふうに確認していかどかという点、もう一へんお答えいただきたいと思います。

○野原国務大臣 御指摘のとおりであります。当然考へないわけにいかないこともありますけれども、本質的には経営の内容等で大きな格差が生ずべきものではなかろうというふうに考えております。

○後藤委員 どうももう少しうつきりせぬのですが、大きな格差はつけるべきではないが、小さな格差ならいいよう聞こえるわけなんですね。私の言ふのは、企業が賃金をきめる場合に、おまえのところは赤字だから安いぞ、おまえのところは

黒字だから賃金は高いんだぞ、こういうようなことはすべきではない。同じ公労協傘下の組合でありますから、國鐵であろうと郵政であろうと林野であると、平均年齢、内容、家族構成、そういうものは別問題にしまして、赤字なるがゆえに格差をつける、あるいは実施時期を延ばすとか、そ

のは正しくきめられていく、労働大臣いたしま

ういうふうなことでなしに、堂々と賃金といも

うものは別問題にしまして、赤字なるがゆえに格

差をつける、責任をもつてそういうふうにやつしていく

んだ、このことをはつきり私、確認したいわけ

ござりますけれども、その点あいまいなことばを

抜いてもらって、きちつとしたことだけ端的にお

答えただければ一番いいわけなんです。

○石黒政府委員 格差というとばが——大きな

格差はあるべきでないという抽象的な原則とい

うございます。たとえば近年の仲裁裁定におきま

して、額と率の併用というようなことをやつてお

りますと、アップ率においては変わりが出てくる

といふが格差かということはなかなかむずかしゅ

うございます。たとえば近年の仲裁裁定におきま

して、額と率の併用というようなことをやつてお

りますと、アッパー率においては変わりが出てくる

といふが格差かということはなかなかむずかしゅ

根拠にしてある程度の格差をつける、そういうことは一体おやりにならぬでしょうかねということを私は申し上げているわけなんです。そんなことは一切やりません、その御決意を大臣に答えていただければありがたいわけなんです。

○野原国務大臣 企業が赤字であるないというこ

とで格差をつけるべきではないというの

この政労協関係の闘争につきましては、具体的に早く解決するようにやる、こういう約束もやはり一体おやりにならぬでしょうかねということを申しますから、國鐵であろうと郵政であろうと林野であろうと、平均年齢、内容、家族構成、そういうものは別問題にしまして、赤字なるがゆえに格差をつける、あるいは実施時期を延ばすとか、そういうふうなことでなしに、堂々と賃金といも

ういうふうなことはない、というの

○石黒政府委員 政労協の問題につきましては、どうぞお聞きください。公労協の問題がしるにするつもりは毛頭ございませんが、実際問題として実は公労協のほうに性殺されておったというのをいままでの実情ではございます。この問題を進展させるために具体的にどうしたらよろしいかという御質問でございますけれども、実はその具体的にどうしたらよろしいかといふ問題がありましたならば、直ちにでもいたしたいと思つておるわけでございますけれども、いろいろ考えておりますけれどもなかなかいい知恵がまだ浮かばないというのを、たいへん申しわけございませんが、実情でございます。

○後藤委員 それではそのいい知恵を私教えますけれども、さっそくあしたかあさつてあたり閑僚協議会がなんか開いてもらつて、政労協関係にもひとつ有難回答を出しなさい、そうして団体交渉をやって自主的にきめなさい、大体公労協とは同一步調で進めなさい、それさえきめてもらえば簡単じゃないですか。それをあなたの方やる気になるからならぬかの話だけだと思うのです。どうですか、局長。

○石黒政府委員 公共企業体等は、一応自分たちのかせいいだ金で自分たちの経費をまかなつていくべきめる権限があるわけでございます。政労協の団体につきましては、必ずしも自分たちがそういうふうに独立採算ということは成り立たない団体が非常に多うございます。政府から金をもらわなければその団体の運営ができるないというために、政府としてはいかなる基準で金を出したならば最も適切であるかということにつきましては、何かしらぬ思ひをあなたの方は忘れててしまう。政労協のことを言ふとあなたの方は忘れてしまう。政労協のことを言ふうと公労協のことを見失してしまう。少なくとも公労協、政労協というのは大体形としてはそう変わらぬと思うのです。何とかということを局長言われましたが、具体的にどうやられますか。

かるべき客観的基準がなければやあいが悪いのじやないか、今までのところ、それは公務員に準ずる人件費というものが適当であろうと考へてやつてきたわけでございます。これにかわるべきしかるべき基準というものがございませんとかなか実際問題としていい方法、いうものは考えつかないということです。

○後藤委員 そうしますと、あなたの言われたことばを解釈すれば、ことしも同じように公務員の人事院勧告が出ないことには解決せぬ、こういうことに通ずるわけです。すると、おととし木村官房副長官なり時の労働大臣が、もう来年はこんなことをやらせずに、具体的に団体交渉で解決するようひつやりますと、三年も前に約束しておられるのですけれども、この約束はどういうことになるのですか。ただ口約束だけ実行は全然されちゃおらぬ。毎年同じようなことをこれはやつておるわけなんです。しかもこの政労協関係は、先ほど言いましたように労働法適用の組合ですね。労働法適用の組合だつたら、団体交渉で自分の賃金をきめる、ところがお金の問題がある。お金の問題があるのでしたら、政府のはうとして指示をすればいいじやないですか。こういうようにやりなさい、たとえば民間の相場といふものは出ておるのでですから、基準がない基準がないとあなた言われますけれども、大体基準は、相場は出てきておるのであります。もうことしは、去年よりは、二百ぐらいいの組合が一万円以上獲得しておるのです。去年以上に獲得しておるわけなんです。民間相場も大体七千五百円から九千五百円というのがいま出てきておるのであります。基準はないことはない。それを基準にしようとなされないだけです。基準は基準として大体もう出てきておるのであるが、それを政府のほうで押えておるものですから、理事事側のほうでは有額回答ができるない。なぜ押えるかと申しますと、お金の関係がある、お金の関係はどうするのだといえ、公務員の人事院勧告が出ないことにばはということで、秋まで待つわけです。そんなことをせずに、民間の春闘の大体の基準とい

ものが出てきておりますから、それらとにらみ合はせて、政府がその企業にいろいろ相談をして有額回答で進める、自主的に団体交渉で賃金をきめる、こういうようにやれば、労働法に従つて別に何も障害もなければうまくいくと私は思うのです。これは大臣いかがですか。

○野原国務大臣 非常にむずかしい問題でござりますが、そういう方向で努力してみたいと思います。

○後藤委員 それではもう本会議の時間も近づきましたので、ぜひひとつ、先ほどお話ししましたように、公労協関係の問題につきましては、きよあすに有額回答が出る。國鉄につきましては、企業からの申し出がないので、こういう話を聞きましたけれども、赤字なるがゆえにどうこうといふような格差は一切考えないということを、労働大臣としても責任をもってひとつ今後やついたいと思いますし、それからさらに公労協関係の自主的団交も、有額回答が出ればこれは始まると思いますけれども、できればひとつ労使の間の団体交渉で最終的にきまる、こういうような方向へ御努力いただきたいと思います。

それからさらに、政労協関係につきましては、いま大臣も言われましたように、私が先ほど言つたような方向で努力をする、こういうようになされましたので、これは遠からず有額回答を出すでしょう、自主的団交できめてもらう、そういう方向へひとつまた政府のほうとしても考えてやっていただく。どんなことがあると年末まで持ち越す、公務員の人事院勧告が出るまで待つ、こんなことはことしは一切やらないように、今次春闘と同時に政労協問題も解決していく、そういうことでぜひお願ひをいたしたいと思います。ありがとうございました。

○倉成委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後四時七分開議

午後四時七分開議
○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
案を議題とし、質疑を続けます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
○古川雅司君 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案について、若干お伺いをしてまいりたいと思いま
す。

お尋ねの方の意見として、労働政策と社会保障政策を分離してまいりまして、ひとつ非常に歯切れの悪いものを感じるわけですが、今回のこの提案された法律案につきまして、どうも失対事業といふ形式による社会保障を、この際、いわゆる労働力政策と社会保障に分解をしようというふうに見受けられるわけであります。この辺のことについてひとつ詳しく御説明をいただきたいと思います。

○住政府委員 労働力政策と社会保障政策を分離するんじやないか、こういうお話をござりまする、つまびらかにいいますと、

が、この法案作成のめどにかりました労働政策問題の研究報告等にもござりますように、やはり効率化政策とというのは、あくまでも労働市場に対する適応性のある者、こういう方々に対し対策をとるべきである、こういう考え方で報告をいたしました。私ども、労働力政策としましては、あくまでも一般の労働市場において十分働き得るような層を対象にして、その方々がうまく円滑に安定した職業につける、こういうのが労働力政策の基本であり、また、そうすることによって、すべての人がその能力を発揮できるような全体としての完全雇用の体制についていくという政策の目標であり、労働力政策の目標ですが、雇用政策の目標であります。そういう意味で社会保障政策とは違うと考えておるのでございますが、考え方としてはそういう基本的な考え方方に立つてこの法案をつくっておるわけでございます。

そこで、そういう一般的な規定の中にございまして、たとえば身体障害者とかあるいは駐留軍離職者とか、あるいは炭鉱離職者臨時措置法、こういう特別な規定でございまして、それぞれの対象者が特に困難な層につきましては、それぞれ身体障害者雇用促進法とか駐留軍離職者臨時措置法あるが、非常に効果を発していなかつたといふ点から見て、今回の特別措置法の制定が何か非常有必要であったかということを、これまで議論はございましたけれども、現在までの旧来の法の実施結果から見て、あまり効果を発していなかつたといふ点から見て、今回の特別措置法の制定が何か非常有必要でございました。これまで議論はございましたけれども、現在までの旧来の法の実施結果から見て、あまり効果を発していなかつたといふ点から見て、今回の特別措置法の制定が何か非常有必要でございました。

効果をあげていたということであれば、その上に特別措置法という立法措置によってそれをさらに一段と強化をするということといえるわけであります。が、その点提案をされた意図としては理由が非常に薄弱ではないかというふうに感ずるのでございますが、その点はいかがでございますか。

○住政府委員 従来、雇用対策法あるいは職業安定法に基づきまして、こういった中高年齢者に対する対策を進めていたわけでございます。その効果等につきましていろいろ御意見を伺いましたが、私ども必ずしも所期の効果を十分にあげたかどうかということはしばらくおくといたしまして、それなりの効果をあげてきたというふうに考えております。しかしながら、そういった過去数年間あるいは十年近い法律の運用の経験等も生かしまして、あるいは今後の雇用失業情勢の推移等を見きわめまして、従来の対策を一そく深めていく、「一そく強化していく、こういうような必要がある」というように判断いたしまして、御提案しておりますような特別措置法案の審議をお願いしております。おるわけでございます。

○古川(雅)委員 たとえば今回のこの法案の第七条には、雇用率の設定等について定めているわけでございます。これは雇用対策法の第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者の雇用率を設定することができるということをご存知のこととおなっております。これは御承知のこととなり、雇用対策法の第六章「中高年齢者等の雇用の促進」という中の第十九条に「雇用率等」という項目がございまして、雇用率についてこの法で定めているわけでございます。

先ほどもちょっと申し上げましたとおり、この雇用対策法の実効がどれだけあったか、従来実効が認められたかということを踏まえて、その上でこの条文をひとつ例にして具体的に御説明をいたいと思います。雇用対策法の第十九条で十分効果を發揮し得ないものが、なぜ今回の法案の

う、対策を促進していこうと言われるのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

○住政府委員

雇用対策法の十九条の規定に基づきまして、雇用率の規定は、御承知のように、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用される労働者のうちの中高齢者が一定率以上になると必要な施策を講ずるものとする。この規定を受けまして、職業安定法に中高齢者の雇用率を定めた規定を置いておるのでございますが、現在、中高齢者の雇用を促進するためには政府並びに関係機関が率先して努力をするべきであるというような観点から、官公庁関係につきまして三十四の職種について雇用率を設けておるのでござりますが、いろいろ職種に応じて雇用率が違つておりますけれども、達成率におきましては大体九〇%以上の実績をあげているのではないか、私どもこういうように考えております。

民間企業につきましては、この法律に基づきまして雇用率を設定することとしておるのでございますが、雇用率が設定された場合に、中高齢者を積極的に雇い入れるよう事業主に対する周知徹底とか、あるいは雇い入れの要請をするわけですが、たとえば求人受理につきまして、第五条に書いてございますように、求人の受理にあたっては、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するとか、あるいは雇い入れ、配置、作業の設備、環境等、中高齢者の雇用に関する技術的事項について助言、援助を行なうとか、あるいは第八条におきまして、求人の申し込みの受理に関する特例といたしまして、事業主が中高齢者でないことを条件とする雇用率の設定された職種における雇用率の達成の経験等を生かしながら、こういう条件を整備して、民間事業所につきましても、一定の職種につきまして雇用率を設定し、中高齢者の雇用を大いに促進していこうと

いうように考えてこの法案に必要な事項を盛り込んでおる次第でございます。

○古川(雅)委員

その点につきましては後ほど

お伺いすることにいたしまして、実はきょう自

治省のほうからおいでをいただいておりますが、

会議の御都合で早目に退席をされたいということ

でございますので、多少順序が不同になります

が、最初に自治省に関連をした問題からお伺いを

してまいりたいと思います。

これはこの法案の第二十二条にかかる開発就労事

業の実施のことにつきましてお伺いをしてまいる

のでござりますが、この実施の期間、事業の内容

ですね、雇用対策といった点でどういうお考えが

ありますか、その点からますお伺いしたいと思いま

す。

○遠藤政府委員

この法律案の二十一條の規定に

基づきまして、特定地域におきましては特定地域開発就労事業といふものを実施する予定にいたしております。この内容は先般成立いたしました予算に盛られておりますが、本年度におきましては約五千人の就労力をもつて実施いたすことになりましたが、そのためにはこの法律案に基づきまして、中高齢者を積極的に雇い入れるよう事業主に対する周知徹底とか、あるいは雇い入れの要請をするわけですが、たとえば求人受理につきまして、第五条に書いてございますように、求人の受理にあたっては、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するとか、あるいは雇い入れ、配置、作業の設備、環境等、中高齢者の雇用に関する技術的事項について助言、援助を行なうとか、あるいは第八条におきまして、求人の申し込みの受理に関する特例といたしまして、事業主が中高齢者でないことを条件とする雇用率の設定された職種における雇用率の達成の経験等を生かしながら、こういう条件を整備して、民間事業所につきましても、一定の職種につきまして雇用率を設定し、中高齢者の雇用を大いに促進していこうと

いうように考えておりま

す。

○遠藤政府委員

この法律案に

基づきまして、特定地域におきましては特定地域開発就労事業といふものを実施する予定にいたしております。この内容は先般成立いたしました予算に盛られておりますが、本年度におきましては約五千人の就労力をもつて実施いたすことになりましたが、そのためにはこの法律案に基づきまして、中高齢者を積極的に雇い入れるよう事業主に対する周知徹底とか、あるいは雇い入れの要請をするわけですが、たとえば求人受理につきまして、第五条に書いてございますように、求人の受理にあたっては、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するとか、あるいは雇い入れ、配置、作業の設備、環境等、中高齢者の雇用に関する技術的事項について助言、援助を行なうとか、あるいは第八条におきまして、求人の申し込みの受理に関する特例といたしまして、事業主が中高齢者でないことを条件とする雇用率の設定された職種における雇用率の達成の経験等を生かしながら、こういう条件を整備して、民間事業所につきましても、一定の職種につきまして雇用率を設定し、中高齢者の雇用を大いに促進していこうと

いうように考えておりま

す。

○古川(雅)委員

概略御説明をいたいたわけで

あります

が、

この事業に就労すること自体が目的でございませんで、この事業に就労する人たちにつきましては、常時再就職のための指導、あつせんといふことによって、「一人でも多く一日も早く正常な雇用

の場につける、通常の雇用に再就職をさせるよう

な措置をとりながらこの事業の就労をはかつてい

く、こういうたてまえになつております。

○遠藤政府委員

これは、先ほど来御説明申し上

げておりますように、中高齢層の失業者が求職手帳の発給を受けまして、就職あつせんあるいは職業訓練その他いろいろな再就職をするための援護措置を受けまして、なおかつその求職手帳の期間内に再就職できなかつた人たちにつきまして、安定した職業につくまでの期間、この特定地域開発就労事業に就労させることによってその生活の安定をはかりながら再就職につとめてまいりたい、こういうたてまえになつております。したがいまして、この特定地域開発就労事業に就労いたします就労者の労働条件といふような面につきましては、現在緊急失対法によつて行なわれておりますが、この特定地域開発就労事業につきましては、現在緊急失対法によつて行なわれておりますが、この特定地域開発就労事業費として四十六年の十月から実施するものとおりますが、その事業規模を五千人と算定せんにつきましては、御指摘のよろ方向で中高齢失業者の人たちの再就職をはかつてまいれる、こういふふうに確信いたしておる次第でござります。

○古川(雅)委員

昭和四十六年度の失業対策事業

関係の予算でござりますが、この特定地域開発就労事業費として四十六年の十月から実施するものとおりますが、その事業規模を五千人と算定をしておりますが、この基礎について御説明いた

だきました。

○遠藤政府委員

この事業規模五千人といたしま

した点につきましては、実はただいま御説明申し上げましたように、この事業に就労する人たちは、

一応たてまえといたしましては、求職手帳の有効

期間中に再就職できなかつた人たちがこの就労事

業に就労する、こういうたてまえになつております。

したがいまして、四十六年度につきましては、この法律案が成立いたしますと十月一日から

施行になります、こういうたてまえになつております。

したがいまして、四十六年度につ

に、失対事業から離脱いたしまして、こういう新しい事業のほうに切りかわろうという希望者につきましては、それを受け入れたたまえをとつておるわけであります。と申しますのは、現在の失対事業就労者の中にも、こういう新しい就労にたえる体力、能力を持ち、意欲を持った人たちがおるわけであります。そういう人たちも、できるだけそういう希望に応じて切りかえていく方法をとりたいということを考えておりますし、そういう人たちの希望数というものを一応私どものほうで予定いたしまして五千という就労額を予定いたしましたわけでございます。

○古川(雅)委員 特定地域開発就労事業につきまして、この実施をしてまいりますと、いわゆる地域のアンバランスの問題が起つてまいりと恩いります。作業能力あるいは事業の性格等について、こうしたアンバランスの生ずるおそれは十分あると思うのでございますが、その点についてはどのようにお考えでございますか。

○遠藤政府委員 特定地域開発就労事業の事業内容につきましては、もう先生御承知だと思いますが、道路の新設、改良、補修あるいは舗装あるいは工場団地、住宅団地の造成とか河川の改修事業、こういったものが大体その事業のおもな内容になつておりますし、必要な地域についてはこの事業を隨時実施してまいる考え方をとつておりますので、地域的なアンバランスを生ずるというようなことはない、このように考えております。

○古川(雅)委員 この点、雇用審議会の答申には、「事業の実施が地域の開発効果に重きをおくことによつて、失業対策としての性格が軽視されないようすること」。というふうにござります。したがいまして、地域のアンバランスというものが当然考えられて、失業対策の性格が軽視されないようにと意識し、これらの者にとつて無理のないようにすること」というふうにござります。したがいまして、地域のアンバランスというものが当然考えられて、失業対策の性格が軽視されないようにとあつたわけでございまして、この点については十分な配慮が必要ではないかと思うのでございますが、

○遠藤政府委員 この特定地域開発就労事業に就労いたしましたのは、先ほど申し上げましたような資格要件を持つた人になりますので、具体的に申し上げますと、四十五歳から六十五歳未満の人たちがこの就労者となることになります。したがいまして、そういった就労資格を持つた人たちがある一定の人数に達しました場合に、この事業を実施いたして就労させるということでございますので、その対象者の年齢構成なります。そういうものに応じて事業種目を選定いたしまして事業実施をするということに相なるわけでござります。当然この雇用審議会の答申にございます地域の開発ということにだけ重点を置くのあまり、失業対策としての効果が減殺される、軽視されるということのないように、答申の趣旨を十分尊重いたしまして、今後の事業の実施計画ないしは実施につとめてまいりたい、このように考えております。

○古川(雅)委員 特にこの答申では、「無理のないようになりますこと」。というふうにはつきり明記しているわけでございます。その点を受けて、その答申を尊重してどういうふうにそれをあらわしていくか、無理のないよう運営していくといふことだけではどうも納得し得ないわけでございますけれども、具体的にどのように尊重して無理のないようにしていかれるのか、されていくのか、その点、お伺いしておきたいと思います。

○遠藤政府委員 抽象的に申し上げましてはなはだ恐縮でございます。実例をもつて御説明申し上げればあるいは舗装といったような仕事をおもな内容にいたしております。ここに就労しておる人たちの年齢構成を考えてみましても、大体四十歳、四十五、六歳から六十四、五歳くらいまでの人が大半でございます。したがいまして、その就労者の

中にはかなり年齢の高い人もあるいは体力の劣つた人も含まれております。同じ団地の造成あるいは道路の改良、舗装といった事業にいたしまして、も、それぞれの作業内容には重軽がございまして、かなり重作業に属する仕事もございますし、軽作業、雑役の仕事もございます。したがいまして、比較的体力のない年齢の高い人たちにつきましては、同じ事業種目の中で、同じ団地造成あるいは道路改良、舗装、そういういた仕事の中で、比較的軽易な雑役に属する仕事に従事していただく、体力のある若い人たちについては重作業をやつていただくというようなことで、それぞれに応じて賃金も支払っております。賃金の例を見ますと大体千七、八百円というのが平均であります。重作業については二千二、三百円、軽作業が千四百円といったようなことになつております。それぞれの体力、年齢に応じた仕事をしていただくような体制になつておるのが実情でございます。

○横手説明員 特定地域の開発就労事業の地方負担に対する財源措置につきましては、労働省からお話をあればといいますよりも、事業実施に支障を生じないよう私どもある程度考えてまいらざるを得ない、かように思つておりますが、地方団体の財政状況、こうしたものも勘案しながら、地方債の充当あるいは特別交付税の配分、こうした際に十分配慮してまいりたう検討してまいりたいと思います。

○古川(雅)委員 局長に伺いますが、今後配慮していくくと、いふような自治省のお考えでござりますし、まだ話し合ひはついていないというふうに私は受け取れるわけでありますけれども、その点はつきりしないままこの法案の提出をされた底には、何かはつきりした御確信のようなものがあつたのじゃないかと思いますが、どうもその辺明瞭でないのでございますけれども、いまの段階ではつきりできませんか。

○住政府委員 この開発就労事業でございますが、地方の負担が三分の一になるわけでございますけれども、私ども現在の失業対策事業等に比較いたしまして、単価も三千百円と、いうようにものを組んでおります。そういう意味で事業効果も工事を実施する地方公共団体等に帰属するものも多いわけでございます。しかも、先ほど来問題になつておりますが、もちろん失業対策としての機能を果たせると同時に開発効果もねらつておる、こういう性格の事業でございます。そういう意味で三分の一の地方負担をお願いしようと考えておるわけでございますが、從来も失業対策といふ観点から産炭地開発就労事業なり、緊急就労対策事業につきましては、たとえば特別交付税とかあるいは起債等の御配慮を自治省からいただいてあるわけでございます。私ども、この事業の性質が、一つの大きな目的として失業対策といふ機能を果たすという観点から、緊急就労対策事業とあるいは開発就労事業に対すると同様の配慮をおるわけでございます。自治省にお願いをしたい、こういうように思つておるわけでございます。この法案の通過等の関係

和四十六年一月では〇・九倍。完全失業者につきましては、昭和四十三年が五十九万人、以下四年で五十七万、四十五年で五十万、四十六年の一月に至っては六十六万、四十六年の二月の推定が七十二万、こういう数字の経過を統計が示しているわけでございますが、この数字をもつてしてはたして提案理由述べていらっしゃるような分析とつじつまが合うのかどうか、この点御説明をいただきたいと思います。

○住政府委員 安定所の窓口における求人求職の状況、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、そういう状況を長期的に見ますと、たとえば昭和二十年度には一求職者当たりの求人〇・五倍といふような、非常に大きな求職超過だった。ところが、三十四年ころからわが国の経済が高度成長期に入ると同時に求人が非常にふえまして、大体三十九年度において求人と求職がほぼ均衡しておる。それ以降、求職者の増加に比して求人の増加のほうが高いということで、現在のところ求人倍率は、四十五年平均をとつてみると全体として求職者一に対し一・六前後になつておると思います。そういう意味で、傾向的に見ますと、求人求職のバランスというものが非常に求人超過のほうに傾いてきておる。それは地域別あるいは年齢別にアンバランスがござりますけれども、年齢別に見ましても、そういう傾向がだんだんと年齢の高い層に及んでいっておる。地域別に見ましても、その関係が、求人求職のバランスにおきましては大体六十万前後。最近、景気鎮静化の影響を受けまして、対前年の同月と比較いたしますと、四十五年後半におきまして、それまでむしろ減少しきみであった実数が、実数としては後半からふえております。そういう意味で景気鎮静化の影響があろうかと思うのでございますが、これを失業率に直してみると、大体一・一%から一・二%。こういうような状況でございまして、たと

えば現在のアメリカの失業率が五・五%以上に

なつておる。あるいはヨーロッパ諸国においては三百内外、こういうようない状況から考えてみては、完全失業者の数だけでは失業情勢を判断する基準にはならないかとも思いますけれども、わが国では、完全失業率といふものは諸外国に比べて非常に低い水準を示しております、こういうように考えておるわけでございまして、提案理由の説明の傾向は、全体として私ども正しいものというように考えておるわけでございます。

○古川(雅)委員 ところが、特にこの法案の中核をなしてある中高年齢者についての職業紹介の実態といふものは非常にきびしいものがあるという

こと、これは先日来指摘をされてきているところありますが、特に労働省としては、高齢者コーナーを設けてこれを専門の窓口としておるわけでもありますけれども、求職者とそれに対する就職者の数、この中から算出されるいわゆる就職率といた点をざらになれば、どうもいまの御答弁に納得がいかないということはお認めになると思うのでございますが、こちらから数字を示してもよろしくうござりますけれども、最近のこうした中高年齢者の失業者に対する職業紹介の実態がどうなつていいか、就職率が何%くらいであるか、年齢別に統計をとつていらっしゃるようござりますけれども、その点を御説明いただきながら御見解を伺いたいと思います。ことに、人材銀行といわれるようなかなりの技術職、管理職というような技術を持つたそういう方々の就職率でさえ、年齢別に統計をとつてみると、求職の申し込みが約一万一千七百、就職が三千四百、就職率が約三〇%、こういうことでございます。千三百人、就職が五千三百人、就職率は三三%、こういう状況でございます。また、人材銀行について同じ時期をとつてみると、求職の申し込みが約一万一千七百、就職が三千四百、就職率が約三〇%、こういうことでございます。

○古川(雅)委員 その点で、今回のこの法案によりましていわゆる緊急失業対策の取り扱いをどうしていくかという問題になるわけでございますが、思ひますのでござりますが、御指摘のとおり、年齢が高くなるにつれまして就職率が悪化していく、このような事実は統計の示すところでございます。ですが、いかがですか。

○住政府委員 非常に表現が適当でなかつたかと思ひますのでござりますが、御指摘のとおり、年齢が高くなるにつれまして就職率が悪化していく、このことは統計の示すところでございます。

○古川(雅)委員 その点で、今回のこの法案によりましていわゆる緊急失業対策の取り扱いをどうしていくかという問題になるわけでござりますが、思ひますのでござりますが、御指摘のとおり、年齢が高くなるにつれまして就職率が悪化していく、このことは統計の示すところでございます。

○住政府委員 まず全体の中高年齢者の職業紹介状況でございますが、これは二つの数字がございりますけれども三四・一%というような非常に低い数字を示しているわけでござります。この点、どう

いうふうに考えておられます。この点、答申によれば職業紹介等をいたすわけでござりますが、一部実態調査の結果から推計いたしましたが、そういう転職希望者が求職者の中の二、三割はあ

るであろう、こういうような推計も出ておりますと、たとえば四十三年度におきまして六万一千八百八十五人、四十四年度は六万四千七百三十二人、四十五年度につきましては、四月から十二月、六万八千四百八十三人というように就職申し込み件数がふえてきております。これに対して安定所といたしまして紹介をするわけでございますが、大体四十四年度におきましては六万四千七百の就職申し込みに對して、四万九千七百の紹介をいたしております。そこで二万五千六百の方々が就職しております。四十五年の四月から十二月について見ますと、先ほど申し上げました六万八千四百の求職の申し込みに対しまして、紹介が五万一千、そこで就職が約二万五千五百、こういうことになつております。大体就職率といつしまして三七、八%、こういうことになつております。

それから、高齢者のために安定所で高齢者コーナーを設けまして就職のあつせんをいたしておりますが、現在二十カ所の安定所でそういうコーナー等を設けております。それでコーナーの状況について見ますと、求職申し込みの数は、四十五年の四月から十二月末までございますが、一万六千三百人、就職が五千三百人、就職率は三三%、こういう状況でございます。また、人材銀行について同じ時期をとつてみると、求職の申し込みが約一万一千七百、就職が三千四百、就職率が約三〇%、こういうことでございます。

○古川(雅)委員 その点で、今回のこの法案によりましていわゆる緊急失業対策の取り扱いをどうしていくかという問題になるわけでござりますが、思ひますのでござりますが、御指摘のとおり、年齢が高くなるにつれまして就職率が悪化していく、このことは統計の示すところでございます。

○住政府委員 まず全体の中高年齢者の職業紹介状況でござりますが、これは二つの数字がございりますけれども三四・一%というような非常に低い数字を示しているわけでござります。以下それを伺つていくわけでござりますけれども、この点、答申無視と言つても過言ではないと思うのでございま

○住政府委員 先ほども申し上げましたように、現状において中高年齢者の就職は容易でない、こういうことは事実でございます。しかしながら、全体として労働力の状況等を考えますときに、中高年齢の失業者に対しては、たとえば手帳制度に基づく手当を支給しながらの職業指導、職業紹介、職業訓練、こういうような措置を総合的にきめこまかく実施していくならば、私ども現在の法律でそういう失業者に対する特別措置を規定いたしますとともに、そういう方々の再就職というものが困難でなくなる、そういうように考えております。そして、そうするために、この法律で失業者に対する特別措置を規定いたしましたが、今後新たに発生すると考えられます。緊急失対法に基づく失業者についての間、その効力を有するものとする」という規定がございます。緊急失対法に基づく失業者についてのみ当分の間その効力を有するものとするということになりますが、今後新たに発生すると考えられる失業者については現行法の適用は受けられないと、このことではあります。先ほど伺った雇用失業情勢の現状からして、今回のこの特別措置のみでは充足はきわめて困難である、これはもう一般世論の大勢です。ゆえに、わが国の失対制度の中で、最終的な受けざらといいますか、表現はどうかと思ひますけれども、そのようにいわれております失対事業に就労させるべきでありますけれども、まずその点いかがございましょう。

○遠藤政府委員 現在の法律体制のもとにおきましては、先ほど来局長が御説明申し上げましたように、中高年失業者で安定所に求職の申し込みをされ、その間に就職指導なり就職あつせんあるいは職業訓練、そういった措置を受けて、なおかつ正常雇用に再就職できない人たちが、今度は緊急失対法によります失業対策事業に就労するという形で、現在の制度のもとにおきましては、二ヵ月ないし六ヵ月間この中高年の就職促進措置を受けまして、その間に就職指導なり就職あつせんあるいは職業訓練、そういった措置を受けて、なおかつ正常雇用に再就職できない人たちが、今度は緊急失対法によります失業対策事業に就労するという形で、現在までのこの中高年就職促進措置の認定を受けたまえに相なつております。

現在までのこの中高年就職促進措置の状況をちょっと簡単に御説明いたしますと、たとえば昭和十四年度の例をとりますと、十四年度で中高年の就職促進措置の認定を受けたたちは、一年間に一万二千名でございます。その中でいろいろな訓練なり職場適応訓練なり職業講習あるいは就職指導、こういった措置によりまして就職をした人が一万六百名になつております。残りの人たちが失対事業に就労しておる、こういう形に相なっております。

今度の新しい中高年の雇用促進の特別措置法

案、ただいま御提案いたしております法案は、從来の中高年就職促進措置を内容をさらに改善いたしまして、その就職あっせん援護措置を強化することによって、先ほど御指摘になりましたように、年齢が高くなると就職がむづかしくなる、こういった人たちの再就職ができるだけ促進するという措置をとるための法案でございます。そのためにはこういう人たちに対しまして求職手帳を發行いたしまして、最低六ヶ月、その人たちの年齢その他によりまして、あるいは就職の困難な地域によりましては最長二年までこの求職手帳の有効期間を延長いたしまして、その間にいろいろな措置を行なって、その他の人たちの年齢に応じて、その他の措置を講じて再就職をあっせんしていく。しかし、求職手帳の有効期間を延長いたしましたとしても、あるいはいろいろな援護措置を講じて、その事業に暫定的に就労していただきたい残り得ると考えられます。したがいまして、そういう人たちにつきましては、先ほど御説明申し上げました特定地域開発就労事業を起こすことによって、その事業に暫定的に就労していただきたいて、引き続き就職あっせんをはかっていく、そういう人たちを、現在の緊急失対法によります失業対策事業には就労させないで、新しい特定地域開発就労事業のほうに就職させる。こういう立場方に切りかえることにいたしたわけでござります。

○遠藤政府委員 現在の失業対策事業につきましてはいろいろ御批判を受けておりまして、それに就労しております人たちの状況を見ましても、そういう人たちの労働能力を維持し、かつ就職あつせんというその制度の方向についてはいかがかと、いうような実態になつてしまつてあります。したがいまして、失対事業については、内容その他について抜本的な改善をすべきである、こういう大方の御意見もござりますので、現在の緊急失対法によります失業対策事業を改善いたしまして、もっと再就職あるいはその就労確保に役立ち得るような内容に切りかえたものが、今回御提案いたしております中高年の雇用促進特別措置法というわけでございます。

これは先ほど先生から、失業対策としての効果がきわめて薄い、あるいは懸念される点があると、いう御指摘がございましたが、私どもいたしましては、この事業実施につきましては、雇用審議会の答申にございますように、地域の開発といふ点にももちろん目的を志向いたしておりますが、もう一つの大きな柱として、こういった中高年齢失業者の雇用対策、失業対策という点に十分留意しながらこの運営をはかつてまいりたい、かよううに考へておられる次第でございます。

○古川(雅)委員 これはことしの三月十八日の朝日新聞でございますが、失対事業についての特集をいたしております。その中でいろいろ述べているわけでござりますけれども、特に「失対の仕事はほとんどが道路や公園の清掃、ドブ撒らい、道路舗装など。賃金は一日最高千三百九十六円、最低七百二十円で平均が千円。労働時間は拘束八時間、実労七時間半。」というような実態を述べております。その失対事業に対しているいろいろ御批判があるからということでお、いま御答弁の中で現在の緊急失対法に対する考え方の一端を述べられたわけでございますが、どうもその点については、ごく一部の、問題のある、批判を受ける点だけをとらえて、それを全体に当てはめて、緊急失対法に対する態度をおきめになつてあるんじゃないのか。対する態度をおきめになつてあるんじゃないのか。

ごく一部のことを全体に当てはめて議論するといふことは非常に間違いじゃないかと思うのでござりますが、その点いかがでござりますか。たとえばこの新聞に「労働省が去年夏東京の十の作業現場を抜打ち検査したところ実働時間は最長三時間、最低十五分だったと報告されている。同省は「惰眠をつくる失対天国」とさえ皮肉っている。」ということが出でておりますが、ごく一部の、きわめて限られたところで、夏のある日にたまたまそういうことがあつたとしても、これをもつて全体の失対事業の性格、内容を論じていらっしゃるようなその姿勢はどうも納得がいかないのでございますが、いかがでござりますか。

○遠藤政府委員 ただいま御指摘の新聞記事に出でおります東京都下の昨年の調査の結果でござりますが、その件につきましては、事実そのとおりでございますが、私どもは東京の十ヵ所の作業現場につきまして調査いたしましたその結果が、全国の十九万の人たちが就労しております失対事業の実情だといふふうに考えておる、こういうことでは毛頭ございません。実は今回の法案を提案いたしましたにつきまして、先ほど局長御説明申し上げましたように、昨年の九月から失対問題についての調査研究会を発足いたさせまして、この調査研究会の専門の七人の委員の方々に、失対事業の現状につきまして全国的に調査をお願いいたしましたわけござります。北は北海道から南は九州、鹿児島まで研究調査をお願いいたしたその結果によりますと、必ずしも先生いま御指摘になりましたようなことばかりではございませんで、各地域、各市町村によつてそれぞれ実情は異なつておりますけれども、十九万の就労しております人たるものの中の現場の実態は、まあ申し上げますと千差万別ございまして、都市地域、農村地域あるいは過疎地帯、そういうところでそれぞれ異なつた様相がござりますけれども、全体が「がいにいわれるような悪い」というような状況ではございません。失対状況が非常に成果をあげておる、地方住民にも喜ばれておるというようなそういうつた現場

その反面、一番悪い例でございますけれども、たゞいま御指摘がありましたような東京都下の一部の例もございます。たゞ、そういうことではございませんけれども、全体として見ますと、失対事業の現状はもう先生御承知だと思いますけれども、昭和二十四年にこの法律が制定されまして、二十余年間実施されてまいっておりますが、その間にこの緊急失対法の目的、各条項に示されておりますたてまえと失対事業の現状とが非常に大きくなれてまいっております。失対事業に就労しております人たちはだんだん高齢化してまいりますと同時に、この失対事業があたかも就職の場であるかのような実情を呈してまいっております。失対に就労しております人たちの事業に就労しております平均期間、勤続と申しますとおかしううございますが、何年継続して就労しておるかという実情を調べてみると、もうすでに十三年になつているといふやうな実情でございまして、この失対法によります緊急失対事業の人が、再就職するまでの間のつなぎのための就労の場といふことからもうすでに変化してまいりまして、それ自体が一定の就職の場であるかのような実情になつてきました。しかもその内容が、ただいま申し上げましたようにいろいろな差はございますけれども、全般的にいいますと必ずしもみんなに喜ばれるような内容のものばかりではございませんで、むしろこういった就労している人たちの労働意欲をだんだん喪失させ、能力も減退させるような実情になつてきております。したがいまして、今回の法案に御提案いたしておりますよ、中高年齢者の失業者をできるだけ正常な雇用の場に再就職させるということであつてまえからまいりますと、こういった現在のような失対事業に定着させることは、むしろそういう中高年齢層のためにとつて好ましいことではないといふことがありますから、新しい制度に切りかえることにいたしましてこの法案を提案したということです。

○古川(雅)委員 一部にはそういう批判を受ける
ような事例も見られるけれども、また反面、地方
によつては地元の住民から感謝をされているよう
な例もたくさんある、そういういい面を認めなが
ら、なおかつ批判されている部分だけを大きく取
り上げて制度を移行していくうといふ点から、い
まの御答弁の中からも、いわゆる附則の第二条の
「当分の間」ということが緊急失対事業のそつまま
打ち切りに通するという世論が起つてくると思
うのでござります。この点については「先日来い
いろいろ議論がございましたけれども「当分の間」
といふのはどの程度の期間かという点については
答弁を避けていらっしゃいます。そしてまた「当
分の間」ということが緊急失対法の打ち切りを意
図するものではないと、いふ御答弁もございまし
た。その点もう一回明らかにしていただきたいと
思います。

○古川(雅)委員 履用審議会の答申をまた出しますけれども、社会保障制度の確立されるまでの間引き続き就労できるようにすべきである。そのように指摘しているわけで、いまの御答弁のとおりだと一応その答申を尊重しているかに見えるわけだと思います。この点について責任ある御答弁をいただきたい。

○野原国務大臣 これはもう失対部長が答弁いたしましたからその必要はないと思いますが、あくまでも失対を打ち切るわけではないのでありますて、社会保障制度や老齢者対策等が講ぜられて、現在と同じように、いや現在以上にその生活がやっていけるというような条件が整うまでは、現在の失対事業というものはそのまま継続するという考え方のものに、この法案はでき上がつておるということで御了承いただきたいと思います。

○古川(雅)委員 先日失対部長は、島本委員の質問に対しまして、この「当分の間」ということが失対事業を打ち切るものではないという答弁をされまして、もし失対事業を打ち切るとすれば、特別措置法のこの法案の付則の第二条のこの「当分の間」というものを法改正をして削らなければなりません。法改正をしなければならないでなければ打ち切りはできないんだというふうにお答えになつておきました。とするならば、このよう打ち切りを策するものではないかというような不安を与えている「当分の間」というものを削つてもいま別に問題はないと思うのでござりますけれども、その点についての御見解いかがでありますか、そういう先日の御答弁のような趣旨であるならば。

○遠藤政府委員 「当分の間」というのがどういう考え方でここにこういう字句を挿入したかといふことにつきましては、ただいま御説明したとおりでございますが、法律上、法的に申し上げますと、「当分の間」という字がなくてもいいんじやないかという御指摘でございます。あるいはそういう

う御意見もございますかと思ひますが、私どもは現在の緊急失対法によります失業対策事業が今後現在の就労者によつて引き続き行なわれる。これは先ほど来御説明いたしましたとござります。

したがいまして、この法律案が成立いたしましたあとと前とでは、失対事業の性格がそういう意味で法律的に変わつてしまひます。と申しますのは、御説明するまでもないと思ひますが、この法案が成立いたしまして本年度の十月一日以降になりますと、現在の緊急失対法は現在の就労者に限つて適用される法律である、いわば経過的な性格を持つつまひります。そういう意味で「当分の間」という字句をここで法律上の用語として用いたわけござります。実体的には何ら從來と変わることはない、というように考えております。

○古川(雅)委員 くどいようでござりますが、審議会の答申を受けるならば、社会保障制度の確立されるまでの間、ということがござりますね、この社会保障制度が確立されたときの状態を、どういう状態になつたときに「当分の間」というものに達するのか、その点の御見解を具体的に、こういう事態が起こつたときに、こういう事例が起つたときには、施設の運営を受けている方々についてもその効力を失うということになるのか、その点お伺いしたいと思います。

○遠藤政府委員 たいへんむずかしい御質問かと思ひますが、この審議会の答申にござりますように、現在の就労者が失対事業に就労することによって維持されてきた程度の生活内容が、社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策によって充足されるようになるまでの間、こういう表現がなされています。私どもは、先ほど申し上げておりますように、この答申の趣旨を十分尊重してこの法案を作成いたつもりでございます。したがいまして、ここに指摘されておりますような、社会保障対策ないしは老齢者対策が充足されるまでは当分の間といふことで引き続き実施いたします所存でございます。したがいまして、充足され

たかどうか、ということの判定は、先ほど御指摘ございましたように、法律改正をいたして緊急失対法を廃止しなければ、その限りにおいては失対事業は続くことになります。したがいまして、もしもが充足されたという判断をいたしました場合には、緊急失対法の廃止について雇用審議会にただいて、充足されたかどうかという御判断をいたくことになるのではないか、こういうよう

するという手続を踏むことになりますので、その時点におきまして雇用審議会なり国会で御判断しないで、そのままの手続を踏むことになります。したがいまして、雇用審議会なり国会で御判断しないで、そのままの手続を踏むことになりますので、その

十日一日以前に、「施行の日前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの」というふうにござりますね、この「労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ」現行法の適用を受けると失業者についてのみ「省令で定める」という省令というのはどういうことございましょう。

○遠藤政府委員 この条項を端的に申し上げますと、十月一日現在において從来引き続いて失対に

就労しておつた人たちは、引き続き当分の間この

以上ということばでございますが、実は現在の緊急失対法のたてまえによりまして、現在の失対事

業に二ヵ月間に十日以上、一ヵ月に六日以上働いていませんと、失対事業に就労する資格がなくな

ることになつております。したがいまして、現在

問題になつてゐるのがいわゆる臨時の賃金の件でござります。夏季または年末に臨時に支給をされ

ている賃金については支払わないと提案理由の説

明の中で述べていらつしゃいます。この臨時の賃

金につきましては、就労者の生活の安定に非常に

資するところがありますし、また社会的な慣行、

生活慣習から見ても、これは当然支払うべきであ

ると思います。いろいろな形を変えて今後考えて

いきたいということでございますが、現に提案理由の説明の中ではつぎりと、臨時の賃金について

は支払わないものとすると明記しております。こ

の点明確に今後の進め方を御説明いただきたいと

思ひます。

○遠藤政府委員 この臨時の賃金につきましては、先ほど申し上げました現在の失対事業に対し

たかどうか、ということの判定は、先ほど御指摘ございましたように、法律改正をいたして緊急失対

法を廃止しなれば、その限りにおいては失対事

業は続くことになります。したがいまして、もし

もが充足されたという判断をいたしました場合に

ただいて、失対されたかどうかという御判断をいた

くことになります。したがいまして、雇用審議会

には、緊急失対法の廃止について雇用審議会に

ただいて、失対されたかどうかという御判断をいた

くことになります。したがいまして、雇用審議会に

ただいて、失対されたかどうかという御判断をいた

くことになります。したがいまして

○古川(雅)委員 急失対法による就労者をせき立てるようにしてござります。いまの就労者十九万の中で五十歳以下の人のが約二〇%おります。それから年齢は別といたしまして、主として五十歳以下だと思いますが、失対事業で月間二十二日という就労を確保するたまえになつておりますけれども、そのうちの相当部分あるいは大半を民間の職場なりあるいは公共事業で働いている人たちが全体の中で二四%近くおられます。こういう人たちにつきましてはこの際何か一つのふん切りをつけさしてあげれば、あらいは民間のほうの企業の受け入れ体制を整えてあげれば、あるいは就労者の側に、その人その人に就労するためいろいろな個人的事情と申しますか、いわゆる障害を持つておられる方もあると思いますが、そういうものを取り除いて差し上げられれば、この際思い切つて再就職なり自営なり、自立に踏み切れる人たちがかなりまだ残つておられる。そういう人たちにつきましては、今回の法案成立を契機にいたしまして、できるだけそういった援護措置をとつて再就職に踏み切つていただくという措置をとつてまいりたい。就職の可能性を持つた人たちにはそういう措置をとりまして、あと残つた人たちはおそらくこういうことを申し上げるのはいろいろ差しさわりがあると思いますが、もうはとんど正常な職につく可能性のきわめて薄い人たちがあとに残る。そういう人たちにつきましては、先ほど問題になつておりましたように当分の間ということをございますが、そういうふた社会保障なり老齢化対策が充実するまで引き続きの失対法からいち早く切り離そうという意図がありありとあらわれているような気がするのでござります。そういう意味でこの期間を設けたのはございませんか。

○遠藤政府委員 実は先生のお説と全く反対でござります。いまの就労者十九万の中で五十歳以下の人が約二〇%おります。それから年齢は別といたしまして、主として五十歳以下だと思いますが、失対事業で月間二十二日という就労を確保するたまえになつておりますけれども、そのうちの相当部分あるいは大半を民間の職場なりあるいは公共事業で働いている人たちが全体の中で二四%近くおられます。こういう人たちにつきましてはこの際何か一つのふん切りをつけさしてあげれば、あらいは民間のほうの企業の受け入れ体制を整えてあげれば、あるいは就労者の側に、その人その人に就労するためいろいろな個人的事情と申しますか、いわゆる障害を持つておられる方もあると思いますが、そういうものを取り除いて差し上げられれば、この際思い切つて再就職なり自営なり、自立に踏み切れる人たちがかなりまだ残つておられる。そういう人たちにつきましては、今回の法案成立を契機にいたしまして、できるだけそういった援護措置をとつて再就職に踏み切つていただくという措置をとつてまいりたい。就職の可能性を持つた人たちにはそういう措置をとりまして、あと残つた人たちはおそらくこういうことを申し上げるのはいろいろ差しさわりがあると思いますが、もうはとんど正常な職につく可能性のきわめて薄い人たちがあとに残る。そういう人たちにつきましては、先ほど問題になつておりましたように当分の間ということをございますが、そういうふた社会保障なり老齢化対策が充実するまで引き続きの失対法からいち早く切り離そうという意図がありありとあらわれているような気がするのでござります。そういう意味でこの期間を設けたのはございませんか。

○古川(雅)委員 そこまでの労働省としてのあたたかい思いやりがあるならば、この就職の支度金についてもいわゆる生活保護世帯の収入認定とすべきでないと——きょうは厚生省は呼んでおりませんけれども、当然そうした申し入れなり措置を厚生省との間で話し合ってきたと思いますが、その結果いかがでございますか。そこまでお考えになつておられるかどうか。

さらに國が支給する十五万円という額が現在の諸物価の高騰から考へて、十五万というのじゃなくて、二十万なり二十五万、さらに現状にふさわしい、現在の経済情勢にふさわしい額とすべきではなかつたかといふふうに思うのでございますが、この二点についていかがですか。

○遠藤政府委員 この就職支度金はその名前のとおり、就職のための支度に必要な経費でござります。支給されます就職支度金は、これは制度といたしましては貸し付け金になつております。就職するためいろいろな経費が必要である。それに充てるための貸し付け金でございまして、これを生活費に充てなければ生活保護の収入認定の対象にならないということになつておりますが、もしこれが生活費に充てられるということになりますと、当然収入認定の一定の額をこえれば考慮の対象になるわけでございます。そういうことでございますので、私どもとしてはこの点につきましては従来ともいまの制度で支障なく運用ができるといふ、かようく考えております。

額につきましては、先ほど申し上げましたように、就職支度金制度といたしましては従来一人当たり五万円ということで貸し付けをやつてしまつております。これを今回のこの法案の成立を機にいたしまして、三倍の十五万円に引き上げたといふことは私どももいたしましてはもう精一ぱいの努力をいたしましたつもりでございます。したがいまして、もう予算も成立いたしました現時点におきまして、これ以上の引き上げということにつき

○古川(雅)委員 先ほどの生活保護世帯の収入認定の件でござりますが、厚生省とはそのようなお話し合いになつてゐるということをございますけれども、地方自治体のほうの福祉事務所とそれから県の失対事業部あるいは課でございますか、その間との話し合いはきちんとついているのかどうか、運用上支障はないかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○遠藤政府委員 この生活保護との関係につきましては、私どもの考え方を通達いたしまして、地方それぞれの第一線機関におきましてもそこのないように十分示達いたしたつもりでございます。

○古川(雅)委員 失対部長のほうは十五万円は国としてはもうぎりぎり一ぱいで最大限であるというようにおっしゃつております。現在の経済情勢から考えましてこれは決して十分な額ではないと思うのであります。これが二十万円であれ、二十五万円であれ、三十万円であれ、こうした就労者の方々が就職する支度金としては幾らあっても足りないわけございまして、決してこれは望ましい額とは思われませんが、部長の御答弁では予算が通つてしまつたからというようなことをおっしゃつて開き直つていらっしゃいますけれども、大臣としては今後この点についてはいかがお考えでございますか。これで十分であるとお考えであるか、これはきわめて足りないけれども今後特別の措置をはかつて増額をしていくくというようなお考えをお持ちかどうか、この点確認をさせていただきたいと思います。

○野原国務大臣 いままでの基礎の五万円に引き上げるのに非常に努力をいたしました。ようやくここまでいったのであります。いまこれを増額することはきわめて困難、不可能であろうと思ひます。

○古川(雅)委員 いままでの基礎の五万円といふものは非常に低過ぎたわけですね。三倍、三倍とおっしゃいますけれども、十五万そのものの自体

が低過ぎると思うのでござりますが、相対論じき
なくて絶対論の立場からもとと増額をして二十万
円にでも三十万円にでもすべきである、そのため
に今後このように努力していくくというようなお考
えをお持ちではございませんか。

○古川(雅)委員 この附則の第二条についている
いろいろ伺いしてきたわけでございますが、「当分
の間」ということばかりがあり、さらにまた臨時の賃
金について先行きにかなりの不安を残しております。
そうしてまた就職支度金について政府のほう
は十分であるとおっしゃり、私たち国民、また就
労者の方々の立場から見れば非常に少額でござい
ます。この点政府が期待しているらしやる早期に
この緊急失業対策による適用者を急激に少なくして
いくという効果は、その点では十分にあげられな
いと思うのでございますが、安心して転職ができる
るよう、再就職の準備ができるよう十分な措
置を考えるならば、この支度金についてはさらに
相当の増額をすべきであるというふうに考えるわ
けでござります。その点非常に不十分であり、今
回のこの法案の提案に対するかまえといいます
か、腰そのものが非常にお弱いのではないか、た
いへん皮肉になつて申しわけございませんけれど
も、そのような感じがいたします。

最後に、失業事業の運営についてでございます
が、雇用審議会の答申のほうでは、「失業対策事
業の運営については、就労者の実情に応じて改善
を加え、作業の仕方にについても社会の批判をうけ
ないようにしてこと」というふうに述べております。
こういう点に特に意を用いなければならぬ
わけであります。その点先ほども一度伺いまし
たけれども、具体的にどのような運営を今後は
かっていくお考えであるか、その点をお聞きした
いと思います。

○遠藤政府委員 現在の十九万の就労者の年齢構成を見ますと、先生御承知のとおり、かなり高齢化しております。加えて今回の法案によりまして再就職、自立の可能な人たち、そういう可能性を持つ人たち、その人たちがいま期待しておりますように希望どおりに再就職なり自立をしようとすることになりますと、あとに残つて引き続き失対事業に就労される人たちは、若い層が自立した残りの高齢者あるいは比較的体力、能力の弱い人たちというふうになつてまいろうかと思います。したがいまして、從来もそういった年齢構成なり就労者の体力に応じた事業を実施するといつたまえをとつてまいっておりますが、今年度につきましても、できるだけこういった高齢者につきましては、いわゆる三種事業と申しておりますが、比較的軽易な屋内作業、そういったものをこういった人たちを対象とした事業として実施するよう努めしまつております。今後ともさらにそういった就労者の実態に応じた、できるだけ住民に喜ばれるような事業種目を拡大してまいります。こういった就労者の就労に即した体制をつてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○古川(雅)委員 経済の高度成長といい、それから労働力の不足が呼ばれるこういう時代の中でも、中高年齢者の仕事と生活の不安が非常に増大をし、非常に深刻な社会問題になつてゐるわけでございます。先般来すつと述べてきたところでありますけれども、総理府の統計局が、これは一番新しい四月九日に発表したものでございますが、二月の労働力調査報告によつて完全失業者が七十二万人に達しております。前月より六万人多いわけであります。そういう点も議論をされてきたところです。繰り返しその点も議論をされてきたところでありますけれども、このように見てまいりますと、今後ますます不況が深刻化をしていくとい

ことは十分予測されることであり、非常に憂慮されていることがありますけれども、それに伴つて失業者が増大していくと、いうような傾向の中で、今回こうして提案をされている中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案が、はたしてどれだけ中高年齢者の就職を促進するに効果のあるものであるか、成果をあげることができるものであるかどうか非常に不安がありますし、その点からおぼつかないものがあるのではないかと思います。ことに現在緊急失対法によって就労しているのであるが、これまで細々とかかるうじて生活を確保してきたその所得、収入不安を持っていま見詰めているわけであります。そうした失対就労者の方々の不安をよそに、たゞ單に中高年齢者の雇用の促進に関して通り一べんの施策を講じてその不安をかわそうとしている点については、まだ納得がいかないわけでございまして、今後また時間を改めてその辺のところについて詳しくお伺いをしてまいりたいと思います。きょうは、お約束の時間でございますので、これで質問を終わらしていただきまます。

○倉成委員長 次回は、明二十八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

昭和四十六年五月六日印刷

昭和四十六年五月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C